

「大木喬任関係文書」所収 司法・検察関係者書翰翻刻

佐々木 隆

この翻刻は、国立国会図書館憲政資料室所蔵の「大木喬任関係文書」のうちから、代表的な司法・検察関係者九名（尾崎忠治・鎌田景弼・岸良兼養・高木秀臣・玉乃世履・西潟訥・三好退蔵・牟田口通照・渡辺驥）の大木宛書翰百十六通を書き起こしたものである。

大木喬任（天保三年～明治三十二年＝一八三二～一八九九）は佐賀藩（肥前藩、鍋島家）の勤皇派の志士として知られ、明治維新後は新政府の有力者として活動した。明治元年（慶応四年＝一八六八）閏四月、徴士として政府に召し出されたのを契機に官途に就き、東京府知事・大参事、民部大輔・民部卿、文部卿を歴任し、明治六年四月から十八年十二月まで参議の職に在った。また、十

三年二月から十四年十月までと、十八年十二月から二十一年四月まで元老院議長を務めている。

大木はこの間、明治六年十月から十三年二月までと十四年十月から十六年十二月の二回に亘って司法卿を兼任し司法・検察をリードした。その在任期間は八年半に及び、司法・検察の歩みに大きな足跡を残す一方、この方面に独自の人脈を築いた。今回の翻刻資料には、大木を頂点とする政治勢力の中での人事を軸とする様々な動きや佐賀県を核とする郷党的な動きを多々見出すことが出来る。「薩長土肥」と総称される藩閥のうち、土佐出身者や肥前出身者はとかく影が薄く、土佐閥／土佐派や肥前閥／肥前派は存否自体が検証されていないというのが実

情であろう。肥前出身者については、江藤新平の下野と横死以後は、郷党閥としては纏まった勢力は形成されなかったという印象が持たれている。いわゆる「大隈派」は郷党ではなく個人派閥であり、明治十四年の政変で藩閥内の勢力としては潰滅している。従って、肥前出身者にはこれといった核となる人物が存在・出現せず、個々の有力者が薩長の補完分子と位置づけられたに留まったという印象批評が囁かれているのが現状である。

大木についても、明治十年代以降の第一人者と目された伊藤博文が過小評価していたことも与かって、とかくに評価が低い。因みに伊藤は明治二十三年夏の貴族院議長就任問題の際、大木と同列に扱われたことに気分を害し、長期に亘って問題がこじれたことが知られている。だが、伊藤が大木を酷評していること自体は、大木が「無能」であること、政治的に微小勢力であることを直ちに意味するものではない。大木は明治二十二年十二月から二十四年六月までと二十五年八月から十一月までの二回、枢密院議長を務めており、最初の枢密院議長在任の際には、天皇の特命により「内閣班列」を命ぜられている。明治期に元勳・元老級以外で枢密院議長に任ぜられた者はおらず、「内閣班列」となった者もない。それは大木が元勳・元老に匹敵する存在、乃至は準ずる存在と目されていたことを示唆している。印象批評的な先入観

を離れて、「大木文書」を虚心坦懐に読み進めて行くことは十分に意義のあることと言えるだろう。

さて、現存の「大木文書」は伝来の事情によるものか、現存書翰の発信人や通数に偏りがある傾向が認められ、同一発信人についても時期的な偏りや内容的な偏りが存在している。これは多くの私文書によく見られる傾向ではあるが、「大木文書」もその例外ではない。一体に薩長有力者からの来信は少な目で内容も薄い。これに対して三条実美・岩倉具視からの来信は数も多く、政治的犯罪絡みで情報量の多いものが少なからず見受けられる。これは、政治的犯罪は最終的に首相・副首相に相当する太政大臣・左右大臣の決裁事項だったからであろう。明治前期の大木の政治力・発言権の源泉もこの辺りにあったのかも知れない。薩長系からの来信の薄さは、彼らとの人間関係の疎遠さ・稀薄さに由来するようにも見えるが、明らかに関わっていた政治案件についても関連書翰が乏しいことから、憲政資料室に収められるまでに何らかの選抜・濾過が行なわれた可能性もある。今回は紙幅の関係で、通数の多い三条・岩倉からの来信は別の機会に譲り、比較的通数と情報量の多い司法・檢察関係者からの来信を翻刻することとした。司法・檢察界での大木の位置や「大木派」ともいふべき政治的人脈の存在と実態を窺うことが出来る書翰が少なからず含まれており、大木

の実像を垣間見ることが出来る。また、これらの中には地方官に転じた者もあり、明治中期の地方政治や佐賀県の郷党の動きを知ることが出来るものもある。以下、発行人別にその概要を見て行こう。

【尾崎忠治・岸良兼養】

尾崎忠治（天保二年～明治三十八年〓一八三一～一九〇五）はもと土佐藩士。刑部大解部を皮切りに司法界入りし、東京控訴院長、大審院長（十九年八月～二十三年八月）を歴任、枢密顧問官となった。大木宛の書翰は往來の打合せを中心に四通残るだけである。

岸良兼養（天保八年～明治十六年〓一八三七～一八八三）はもと薩摩藩士。弾正台から刑部省を経て司法省に進み、佐賀の乱・西南の役の司法処理を主宰した。初代の検事長を経て第二代の大審院長となる。大木宛書翰にも「九州地方国事犯賊徒処刑」に関する司法事務の打合せの書翰が明治十年四月の時点で二通寄せられている。他では、親政府系英字紙として知られる『ジャパン・ヘラルド』との微妙な関係を示す書翰（三月二十五日付）が残されている。

【鎌田景弼】

鎌田景弼（天保十三年～明治二十一年〓一八四二～一八八八）はもと熊本藩士。維新後、司法省に出仕し、七等判事などを務めた後、高知裁判所長（明治十一年十二

月～十三年八月）を経て、明治十六年五月、佐賀県令となった（十九年七月より佐賀県知事）。鎌田の県令任命は佐賀県が長崎県から分置されたことに伴うもので、県政初期の建設に当たったことで知られている。大木宛書翰の多くは佐賀県在任中のもので、県庁内の人事や郡長人事に関する記述が多い。これに関連して佐賀県内の郷党の争いについての記述も散見しており、「大木文書」所収の大木宛書翰の差出人に見える人名や佐賀県特有の苗字の人名が多々見えている。単に佐賀県の県令・知事として職務を処理していただけではなく、大木の地元基盤の培養に深く関わっていたものと見られる。

鎌田は在任中に九州八県聯合共進会の開催（明治十八年十月）、森有礼文相の九州学事視察（明治十九年十二月～二十年三月）などの重要行事をこなしており、書翰中にも記述が見える。注目すべきは『佐賀新聞』の運用に関与していたことで、十七年七月十一日付書翰、同八月五日付書翰、十二月二十二日付書翰などに助成に関わる記事が見えている。『佐賀新聞』は明治十七年八月、江副靖臣が創刊した新聞で、西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』に拠れば「県との関係も深かったらしく」とのことだが、八月五日付書翰には内務省からの助成についての記述がある。大木自身も資金の調達に深く関わっていたようだ。しかし、県庁と『佐賀新聞』の友好関係は安定

的なものではなく、武富時敏の佐賀郡長就任に伴う県内抗争に伴って明治二十年には県庁との関係が悪化している（二十年八月一日付書翰）。

鎌田は在職中の明治二十一年六月十八日に病死した。新聞報道によれば医師の誤診により死期を早めたと伝えられる。なお、憲政資料室所管の「佐佐友房関係文書」には鎌田からの来翰が三十八通含まれている。

【高木秀臣・玉乃世履・西潟訥】

高木秀臣は佐賀県出身の司法官。司法少書記官・大書記官、司法省会計局長を経て明治二十年十二月から二十五年十月まで東京控訴院検事長を務めた。大木との親密な関係は、私的な往来の多さや健康に関する書翰の多さから窺うことができる。高木は明治二十五年に官途を離れ、司法官弄花事件への関与が噂されたが、その後も大木との政治的な接触は続いており、明治三十年四月八日付の書翰では、第二次松方内閣に外相兼農商務相として入閣している大隈重信との接触の模様を内報している。佐賀出身の縁で連絡があったもののようだが、第二次松方内閣が進める「人材登用」、即ち党員の高級官僚への起用については批判的な意見が綴られている。なお、大木は明治三十年代初頭、政府党の党首に擬せられたことがあり、「大木文書」にもこれを窺わせる書翰が少数だが残されている。

玉乃世履（たまのよせり）（文政八年～明治十九年Ⅱ一八二五～一八八六）はもと長州藩士（支藩の岩国藩出身）。民部少丞、東京府権大参事を経て司法省に入り、早くから大木と接点があった。大審院長などを務めたが、明治十九年に自殺している。立志社の拳兵未遂事件、紀尾井坂の変（大久保利通暗殺事件）などの司法処理や外国人への司法手続きの打合せなどの書翰が残されている。

西潟訥（いせがわ）（？～大正四年Ⅱ？～一九一五）はもと越後国

中蒲原郡白井村の庄屋。北辰隊の幹部として勤皇運動に従事した経歴を持つ。佐渡民政局勤務、文部省中督学、上等裁判所判事などを歴任した。名前は「いたる」と読むことが「大木文書」の署名から知られる。柳原前光や地元の新発田藩士など人材を推挙する書翰が残されている。

【三好退蔵・牟田口通照・渡辺驥】

三好退蔵（弘化二年～明治四十一年Ⅱ一八四五～一九〇八）はもと高鍋藩士、イギリス留学後に司法省に入り、各地の裁判所に勤務した後、司法省の民事局長、大書記官などを経て司法少輔、司法次官を歴任、大審院検事長、検事総長、大審院長に累進し、貴族院議員も務めている。今回取り上げた人々の中では出世頭的な存在である。この間、明治十五年から翌年にかけて欧州に派遣された伊藤博文の憲法調査団に随行してドイツに留学している。

大木宛書翰にもベルリンからの書状が四通ある。大木とは早くから親密だったようで、明治一桁代末の時点で地方裁判所勤務の司法官の進退について配慮を求める手紙が残っている。大審院詰となっていた明治十年には、西南の役に関連して西郷軍の動静を報じたり西郷軍の戦犯処断に係る書状が残されている。横浜地方裁判所長時代にも宿弊の一洗などを大木に具申しており、大木から信頼されていたことが窺われる。またドイツ留学は「亭国行政一般より行政裁判の手續に至る」調査だったが、「欧州文明の原因は皮相目撃の能く洞察し得べきものに非らざる事を知了」して「尚一層其原因を探らんと欲するの企望」を抱き、滞在延長を大木に打診している（十七年八月二十日付書翰）。滞欧中にキリスト教に入信したのもこれと関係あるのかも知れない。結局、延長は成らず翌年春に帰朝している。伊藤調査団の在欧中はその支援に当たっていたが、これに関連して在欧留学生をやり繰りして応援に当てる作業に関わっており、その活動は単なる調査・研究に止まらない。

牟田口通照（安政元年〜明治三十八年〓一八五四〜一九〇五）は佐賀県出身（士族）の司法官。大蔵省に入つた後、専ら司法省で累進し、司法大書記官、大審院判事を経て宮城控訴裁判所長／宮城控訴院長（明治十七年〜二十三年）を務め、広島控訴院長を最後に退官している。

大木と同じ肥前出身ではあるが、幕末体験は全くなく肥前派の第二世代ともいふべき存在である。年齢の関係で他の差出人と比べ発信書翰の年代は遅めであり、明治二十年代のものが多い。牟田口は昇進に意欲を持っていたと見え、三好検事総長が退任した明治二十三年秋には「今一層名誉之地位に転候様」に山田顕義法相に働きかけて欲しいと大木に訴えている（十月二十一日付書翰）。牟田口は「広嶋に在ては一家之困難は不及申」とも書いているので、東京・大阪・名古屋の控訴院長か検事総長を希望していたのではないかと察せられるが、実現しないまま官界を去っている。大木の司法大臣兼任や枢密院議長就任の際にも祝賀・激励の書状を寄せているが、大木に期待するところが大きかったのである。人事に係る接触は政治的人間関係の濃密さを示すものである。

渡辺驥（天保七年〜明治二十九年〓一八三六〜一八九六）はもと松代藩士で佐久間象山の門人。維新後、弾正台から司法省に入り、司法大丞、大審院検事長（明治十四年〜十九年）を経て元老院議員、貴族院勅選議員（明治二十三年〜二十九年）を務めている。来翰は明治初年から長期に亘っているが、赤坂喰違の変の犯人武市熊吉の申渡罪文、西南の役の勃発の端緒を作った中原尚雄少警部への訊問書の作成、立志社の拳兵未遂事件などに係る書状などが含まれる。また、渡辺も上昇の意欲を強く

持っていたらしく、「嘗而同輩たる尾崎、箕作、牟田口はしめ後輩たる三好、松岡に至るも各其処を得」として自分の登用を求めている書翰がある（明治二十三年八月二十四日付書翰）。総理が目下人選中という趣旨の記述が見えるので、帝国議会開設に伴う勅選議員の銓衡について大木の尽力を求めたものと思われる。その甲斐あってか、渡辺は勅選議員の初回任命に当って六十一名の中に入っている。

凡例

翻刻にあたっては、次の方針に拠った。

- 1 書翰の排列は差出人名の五十音順、その中は年代順とし、①②のように番号を振った。番号の下の数字は「大木喬任関係文書」の史料番号である。
- 2 年代を推定したものは「明治（17）年3月10日」のように括弧に入れた。年代不明のものは月日順に排列した。
- 3 翻刻に当っては、漢字・平仮名表記を基本とし、漢字は原意を損なわない限り常用漢字体を用いた。
- 4 変体仮名・片仮名は現行の平仮名に改めた。ただし、場所・方向を表わす格助詞の「江」は右寄せ小字の「江」で表記した。
- 5 相手への敬意を示す闕字・平出や自称代名詞の小字表記は、政治的人間関係の表現であることに鑑み、忠実に

再現した。

6 誤字・当て字等は原史料のままとし、傍らにママと記した。

7 原文には句読点がほとんど無いが、読解の便宜のため、句読点を付した。原文に句読点がある場合はそれを尊重した。

8 封筒の有無や料紙の態様その他の注記を付した。

9 原文の割註・傍註は丸括弧内に入れた。

10 袖書は末尾に回し、傍註で袖書であることを示した。

1 尾崎忠治書翰

① 347-1

明治 年5月1日

尊書拝誦。愈御勝常御起居之旨奉大賀候。陳は一昨日は御不在に付、近日之中参堂可仕心得之処、来る五六兩日之中御都合宜敷由に付、来る五日御示命之時刻より参趣可仕候間、右様御聞置被下度、貴酬如此御坐候也。恐々敬具

五月一日

忠治拝

大木正二位閣下

〔注〕封筒なし。

② 347-4

明治 年5月8日

拜啓 不順之候に候得共、尊体如何被為涉候哉、定而御佳勝御起居奉拝賀候。陳は一夕参堂之処御叮嚀御馳走頂戴奉拝謝候。其御御約束申上候丸葉二週間分を製致進呈之候。試に御服用被成度候。先は御礼旁如此御坐候。書外期拜青候也。拜首

五月八日

正二位大木閣下

忠治拜

〔注〕封筒なし。

〔注〕封筒なし。

④ 347-2

明治 年10月28日

御手紙拝誦。陳は来三十一日午後四時半より山王星ヶ岡茶寮江可罷出様御案内之旨奉拝謝候。則御指命之日時参趨御礼可申上候。右御請迄如此御坐候也。恐々頓首

十月廿八日

伯爵大木喬任殿

尾崎忠治

〔注〕封筒なし。

③ 347-3

明治 年6月9日

拜啓 陳は明十日晚餐御興^{マツ}應之御案内に預り奉万謝候。就而は同日参堂可仕筈之処、過日来少々不快にて平臥致居、参堂仕兼候間、先は不取敢御礼且御断迄申上候也。早々敬具

六月九日

尾崎忠治執事

大木喬任殿執事御中

2 鎌田景弼書翰

① 142-15

明治 (16) 年8月9日

肅啓仕候。

先日始審の支庁と治安裁判所御増設之御布告有之、右は小官赴任前東京におゐて其儀承り候へとも、未だ佐賀県内地勢にも通せず、且唐津にも支庁を建られ候事ならんと漠然と相心得候処、御布告有之候時は唐津は依然治安庁に

有之、故に支庁を被設可然と見込申候に付、山本判事に
も協議、過日上申仕候通、尚又西松浦郡、則伊万里地方
には警察署も無之、故に此般建設候様人民より請願致し、
献金も二千円余差出申候。因て県会に附し可決する時は
新設の見込、定て可決と相考へ申候。治安裁判所も警察
署同様伊万里に被設度、是又人民より願立申候。右は先
の御布告前に候へは大に都合宣布候へとも、只今と相成
候ては御詮議如何と相察候へとも、兩条とも建議は仕候。
地形におゐては支庁・治安を被置、大に相当と奉存候。

○唐津士民は長崎県へ管轄せられん事を請願するとして小生
赴任前より騒立候処、遂に小官の宅に三五人つ、兩度来り
候に付、説諭致し候処、既に鎮静におよび申候。必竟押
詰れば佐賀を嫌ふとの一点に止るのみ。

○此春長崎県の議決にては地方税二十四万円余は佐賀
地方之負担に候処、此節佐賀県になりての議案・予算も
右より増加せぬ様精々手を詰申候に付、師範学校・警察
費増加ありても長崎議決の額に超さる事に（仮令増して
も千円を出てす）相成、分県に付而は地方税の増加は三
尺之童子も諦らめ申候事に候処、分県前に比して超過せ
ぬは官民共に意外之幸、然し来年度はケ様に参らぬかも
難量候へとも、本年は新県に付、別し而注意を要すへき
と考、前段之通致し候。

議員名前別番之通呈高覧申候。半分は新員に有之、長崎

の時の員も半は有之候。

○池田より承り候へは、此地の人材を挙しは石橋等の選
挙に依ると小生相答へ申候趣に此地人より東京へ通信之も
の有之候由、是は謬伝にて有之、開庁前後の臆測邪推の
説多く、之を何人か東京に報告せしと奉存候。人選之事
に付て物議の紛々たりしは道路に有之候事にて、小官に向
て論ずる者として無之、小生へは続々巷説を報告せし者而
已に有之、因て各別弁解を費す訳に無之候へは、石橋等
を仮り出すにも不及候儀に付、宣布御照察願上申候。既
に唐津地方杯にても誰か郡長になる、誰は県官になる杯
と風評有之候趣、是も総て臆測に出て申候。何方も同じ
風にて候。

○郡長も勉強之様に見込、各別不平の言も聞き不申候。
右は小官長崎出張中には其事もありし由、原口愛等も一兩
度面話、是も只今は不服之色も無き様にて候。内心は如
何に候へとも各別の害も有之間敷、郡長を初先つ元の如
く据へ置可然か、跡人体に因り申候。御高慮も被為在候
は、各別、願はくは小生上申する迄は勤続せしめ度奉存候。
過日寸楮を呈上仕候節、遺漏有之、此段申上置候。頓首

八月九日

鎌田景弼

司法卿公閣下

七月初より一点の雨なし。最早水喧嘩の萌し、速に降雨を渴望仕居候。

〔注〕封筒なし。明治16年5月、佐賀県、長崎県より分県。

② 142-23

明治(17)年2月26日

爾来益御安泰被遊御執務奉恭祝候。先以滞京中は依例御懇命を辱し奉大謝候。鶴田雄は御採用被下辱候。然し本人は昇級無之ては如何抔と申出候得共、右等に無頓着、早々出京候様相勧め置候。不日上途登京之趣に有之候。

花房は十数日病氣に而引込居候。是は過飲之末実病に候得共、東京転之儀は薄々本人之耳にも入り候趣にて、少々自分にも其氣込に相成候哉、学務之事務不進之様にも相見へ、追々県会も相開候は、中学校を減するの議案を発し、同人説明員となり候は、頗る心配いたし可申、県会之結果も実に出は不申候哉、小官も案勞なきに非ず。故に前日御願申上候通、東京へ榮転候は、本人之為、又は此地之為にも可相成候に付、何卒速に行はれ候様御配意被成下度奉伏希候。

授産金之事に付而は小生帰県後続々弊宅に詰懸、請求も有之候得共、此節は鄭重に手を下し全郡士族之居り合候様致し候筈に付、軽忽に許可せずとて先に総て排斥に及置

申候。

御内家よりは未だ御答無之、是又乍此上御力を被添被下候様奉頼上候。帰県後匆忙にて本日迄呈書延引仕候。

九鬼少輔には未だ不相見、不日に來榮と考へ申候。万事承り合可申候。

它是後認可申上候。此段匆々不

二月廿六日

大木公閣下

鎌田景弼頓首

〔注〕封筒なし。

③ 142-18

明治(17)年3月10日

稍春和を生し候処、益御安祥被為涉奉恐悦候。花房事に付而は過日申上候次第も有之候処、四五日前遂に辞表を差出し申候に付、是は受取り不申、取次たる者へも極々秘し置候様申含候。必竟県会答弁等に氣を揉み候哉に申候ものも有之候得共、必しも夫而已には非ざるべく、何にせよ先日申上候通、東京に奉職致し候へは本人之名譽とも相成、社友之為にも可宜と相考へ申候に付、東京へ榮転出来候様に何卒御工夫被為成下度奉万祈候。本人は東京も辞すると申出候哉も難量候へとも、是は是非出京

相勸申候見込に候。横尾等も此儀同意致し居り候。此節中島一等属を上京為致候に付、佐野議長へも極密に右之事申出候様囑し置候。品に依り佐野氏へも御内命被下、速に事之行れ候様奉願候。它は後鴻と右迄匆々不尽

三月十日

鎌田景弼頓首

大木公閣下

〔注〕封筒なし。

④ 142-21

明治(17)年3月19日

肅啓仕候。先般出京之際申上候裁判所使丁之事、山本判事へ談判致し候処、五百円金も出金候は、是迄之受負人より引渡候様に命し可申との返答に付、其末村岡より願書を裁判所へ差出申候。右村岡は横尾・花房等の社中に有之、江藤松次郎も村岡と同様、使丁之取締いたし可申筈、因て山本出京前に引讓之手続相済度、小官よりも談し候処、同人発程に差懸り何か疑念も有之趣に而、願書は預かり置、東京より帰りし上、詮議に可及との事に而、必竟外にも使丁希望之士族有之に、村岡等先鞭を着、独り其利を專にする様にては不相成との掛念にも可有之、然るに村岡等へは小官よりも精々説諭し置候に付、五、六十人

に満る迄は誰にても加入を許し可申筈に有之、決し而兩三人にて専有する様之事は無之様に小官も保證可致、外に希望すると云者も矢張受負を望候ものに而利を占むるの点に有之、果して然れば先願なる村岡等に許可し、外に士族も加ふる様致し候方穩当と考へ申候。右は山本の発程前小官よりも話も致し候得共、前文之通帰京之上に詮議すへきとの答に有之、外に手段も付兼候に付、何卒高木・黒川・犬塚等之内へ御内諭被成下、高木輩より談し山本も速に決候様致し度、何分御助成之程奉願上候。

山根檢事之見込にても只今受負居候者は取揚げ他に換へ候方可然と申居候。今之者に取締為致候ては山本之為にも不相成歟と黙考仕候。檢事も左様に申候。

九鬼少輔にも昨日迄に視学相済、今朝出立、長崎に被赴申候。此地之景況は同氏より御聞取被下度、且又花房之事も少輔に談し置候。何分此上宜布奉希候。

三月十九日

鎌田景弼

大木公閣下

〔注〕封筒なし。

⑤ 142-20

明治(17)年7月11日

昨晩は雨天御枉駕被成下、難有奉存候へ共、御無礼而已相働恐怖仕候。私帰県も何分十五日迄には発程難仕用事有之、因而学校之事に付、

文部省に御用残り有之、十七日迄滞京と云名義に仕候間、可然御含み奉願上候。十七日夕は警部長同道、参上可仕候。御場所は

尊館にして刻限は夕五時と相心得可申候。将又佐賀新聞社へ御捐金は私帰県前迄に相運ひ候様御高配奉希置候。私も奔走相纏め可申と奉存候。右迄申上度勿々不尽

七月十一日

鎌田景弼再行

大木公閣下

〔注〕封筒なし。

⑥ 142-4

明治(17)年8月5日

炎熱難凌候処、益御安栄被為成御坐奉恐悦候。近来は寸楮も懈、御無音申上候。

先日は江副某出京、新聞紙之事御助力奉願候処、御許諾も被成候趣に申出、就而小生よりも尚相願出候様依願を受、右は随分爲に相成、只今通の主義にして県治の害に不相

成新聞と認視し、内務省に別申も致し候次第に而、御助成も被成下候。其社も永續可仕、宜布御愛顧奉祈候。活板之合併は余程骨折候へとも、遂に愈分裂と相成、競争之姿と変し、代価投票之末村岡之方に落札いたし候。然し是迄に比候へは三分一にも至らぬ代価にて永く引受候は、大に損を招きは不致哉と掛念仕候へとも、暫手を着不申して機を視而仲裁も致し候は、却而良策も附き可申哉と相考へ申候。

中学校は佐賀に高等中学を置、唐津と鹿嶋に初等を設候事に原案を發し候処、県会にては一中学校を小城に置事に決候。小城は場所不適當に付、佐賀に設置致し候。其後佐賀以外は公立中学に付、諸所に会合、今以色々申出、取扱次第には学校之事よりして不可謂之悪果を生し候意味も無之に非ず。委細十月出京之節御談し申上候而御高教を仰候含に罷在候。

共興社之方は養蚕部におゐて横尾・横山等に反対する老人輩種々苦情申張候得共、遂に説諭に服し、漸居り合相付申候。

其他小議論は一つ相片付候へは又々生し来り間歇無之、暑中休暇も未た一日も仕得不申候。御一咲被賜度候。

暑中御伺も延引、此段迄勿々。它は後認可申上候。頓首

八月三日

鎌田景弼

大木公閣下

〔注〕封筒なし。

⑦ 142-19

明治(17)年12月22日

寒威加烈候処、時下益御安榮被遊御執務奉恭悦候。出京中は依旧不相變御懇篤之御待遇被成下、万々難有奉拜謝候。帰県後直に熊本県共進会に赴、十日余にして帰榮仕、尚又武雄・鹿島之警察署新築落成式に参り、一昨日帰宅仕、彼此奔馳估働にて呈書も延引仕候段恐縮之至奉存候。此地異状無之候。

佐賀新聞之外に杞憂雜誌と云ものを起さんとの企有之、必竟例之活版之軋轢に關する事不少候に付、一新聞有之上に更に発行するは大不利なる而已ならず、聊も宗旨之争に涉る新紙は県庁に於而も決し而允許之見込に非ざる等説論を加へ、最早成立不申事に相成候。故に新聞場即佐賀新聞の方には兼て懇願申上有之通、幾分之御出金にて器械貸与は可然事機に付、当年には取集め出来候様中野輩に御命し被下度奉祈候。小生不在中警部補某之事に關し新聞に登録し、其品行之誹毀に涉るに付、警部補告訴を為し候に付而は江副と石丸勝共に懲役に被処可申、姑く之を静觀候処、江副等帰り申候趣に付、愈以県庁の意

を順奉候は、此度之告訴を願下候様小官におゐて取扱可申と郡長迄内意申聞置申候。是も新聞を製請する一方便とは相成申候。因て此後も容易に馬鹿な事は新聞にも書き申聞敷に付、器械貸与は可宜と見込申候。

朝鮮之事実聞へ候より一昨年も先鋒を願、此節黙するも不可然とて征韓之建議を為すとかにて一の集会致し、是には郡長も内々承知候趣、右は早々取消さしめ申候。之に対抗せんとて村岡等も又々集会を催し候由相聞へ申候に付、段々説論を加へ置申候処、今日之集会迄にては建白も未定に而、来る廿五日に再会之上建白するや否を決すると云に付、元老院に廻る建白は迂遠にして其効少く寧ろ止るに如かず、真に報国之誠、心有之候は、靜に

命を待つに如かずと懇諭致し置、廿五日にも建白之論は成るべく成立不申候様此上尽力仕候方に有之候。此地之論は先鋒を願ふ抔と云儀に無之、此般韓之無礼を被責度大意にして、若し兵を被向候時は遂に募集にも応し可申、只今予め先鋒を願ふには無之候。且又此機に乘し民心を煽動する流義は一人も無之、此段は御安神奉祈候。此節韓国之実は意外之事にして、地方官も意外之心配を受、干戈無之にして彼の国謝罪する埒に至り、平穩に事済候様黙禱仕候。

司法省学校を御引受に付而は花房は御省に転し候方かと相考へ申候。勤続候様に無之候ては為本人不宜と奉存候。

御垂顧奉願候。

本県庁定額不足に付、三十円之もの一人御採用奉願置候通、御裁可可被下候。委細は中島大書記官迄申遣候間、夫々御命し可被下候。

県会議事堂と貴賓接待所も市中諸富豪に相勧め候末、発起人も大に尽力、賛成者も多く相成、明日も集会之筈。是は十に十成就は致し候見込に有之候。

明年の秋九州共進会場は本県に受持候事に決し、是非とも農商務卿之御臨場を乞申候筈、朝鮮事件に而來春閣下御出不相叶候は、来秋御一同御出被下候は、愉快之至に候。然し無事に結局、来春御打立被為出来候は、此上も無き事に而、議事堂落成不致内にしても御宿之場所は差支無之見込に候。御帰榮被為在候は、一体之都合大に可宜、可成早く御打立奉待候。

十二月廿二日

大木様閣下

鎌田景弼頓首

〔注〕封筒なし。

⑧ 142-16

明治(18)年8月9日

炎威難凌候処、爾来益御安康被遊御執職奉恭悦候。先以滯京中は依旧御懇篤被成下御礼禿筆に難尽奉存候。帰県後速に呈書可仕心得之処、種々取込延引仕候段恐入申候。

○中学校教員石川と云人物は大に用立、永く勤続と存居候処、不得止儀差起、帰京之事に相成、残念之至に而委細は辻・中島諸氏より可申上候。

○共興社は丹羽輩老人組異論も有之候処、此節新規則に調印し、不日に養蚕部一般懇親会を相催候筈、小官も列席可仕、此儀は御安心奉祈候。

○滯京中極密に申上候此県書記官一条小官不在中にも議事堂新建に付、千栗土居伐木中少々濫伐有之候儀に付、常置委員より口吻を容れ候末、其心接宜を得ず、既に喧嘩相生候。小生帰任後、官吏之偏言を綱、英断致し候覚悟之処、仲裁人も有之、常置委員よりも和熟に申出候間、私も段々相論し候処、事情通徹、只今通に候へは波風無く治り申候見込に有之候。若し初め之不親切を相止め不申候は、遂に当十一月県会にも不都合を生し可申候、常置委員さへ和平に帰し候へは各別之事は有之間敷奉存候。右等之儀は代理者之不手際と言はざるを得ず。必竟士族之受不宜処より致し来り、何卒他転之御取計奉万禱候。他省より洋学之出来候ものを一人御省に御採被下、其闕に此地書記官を被任、書記官之跡に此県警部長を被進候様に致し度、警部長は本県庶務課長に被命候様申立度候へ

とも、若し不都合にして鳥取県警部長深野一三と云ものを此県警部長に転任候ても可然、同人に候は、此県に適し可申相考へ申候。右は未だ内務卿には上申致したる事無之、容易に上言候へは不相応之代人を天降させられ候事を恐れ申候故にて候。金井を農商務に、大河平を其跡にと云事は雑談中に農商務卿には内々申上候事は有之哉に寛へ申候。此県は日常事務は劣等なる事、内務省等にては説も有之、長く吏務に達し候ものを書記官に差置き候は、瑣々たる事務は日進いたし可申位は有之度、依然内務省中末々にては風評不宜、然れば書記官は有れども無が如し。寧ろ大河平を挙用候は、県治士望にも適し可申と見込申候に付、何卒内閣に而御詮議被成下候埒に至り候様御垂憐奉希候。

○江藤之所持金時計没収に相成候末、此末御返還願立候に付、平生も上申致し候処、内務省にては一旦は景氣宜布候へとも、遂に返還せられざる事に意見相立、太政官に上申相成候由に承り、若し

平四官にても御返還無之事に御裁決に候は、此後はとても上請之道は塞り申候。

○教育費之御改正も候は、十一月県会前に御発布奉祈候事にて候。它は後認可申上、右迄勿々乱略拜具、

八月九日

鎌田景弼

大木公閣下

〔注〕封筒なし。

⑥ 142-14

明治(18)年11月25日

薄寒之節相成候処、益御安康被遊御執務奉恭悦候。爾來は呈書も疎濶打過闕敬御海量奉仰候。先日は共進会相開き申候処、虎病に而中止仕候様之不都合も無之、曲り形りに相済、安神仕候。其景況等申上候為に石隈真甫上京為致、同人參上候様命し置候に付、委細は畧仕候。然は過日之新聞を觀候へは、貴地に而同郷会御開之節、佐賀中学校補助費として御地に而十万円之資金を御集め之由に記載有之、果し而然れば此地青衿子弟之幸福不過之、其実否池田判事に問合候処、人選は相違無之候得共、金之儀は保證出来兼候との返答、何卒新聞通御履行被下候へは、小官も亦無此上大慶仕候。可然御工夫奉祈候。

貴省吉村書記官も一兩日前此地に相見へ、各郡も巡視相済、学事之景情も平生と同案に而安心仕候。

此外に申上度密用も数々有之候へとも、一月中には出京可仕に付、其時口頭可申上と閣筆仕候。県会開場中取紛右迄勿々申上草々不_レ尽

十一月廿三日

大木公閣下

鎌田景弼

〔注〕封筒なし。「虎病」はコレラ。

⑩142-5

明治(19)年8月26日

残炎未消候処、時下益御安靖被遊御起居奉恭悦候。出京中は御懇話且時々得拜謁大慶仕候。小生も帰途中山道通行、過る十五日之夜帰宅仕候。然は在京中御話被為在候花房一条、帰任之上相考へ候得共、何分郡長に採用致し候余地無之に付、段々工夫を凝し師範学校長に採用致し候方策を得申候。既に同校長原口愛次は中学校長に転せしめ申候。師範校は此節文部之一万円以上地方税も増加し、生徒も百名以上に相成、諸事大に開明風に致し候事に立至り、校長余程重任に而働き役者に非されは行れず。郡長より却而其人を難んし申候。文部より巡視之官吏も原口にては既に陳腐致し、校長之働は無覚束見込と語り候に付、中学に移し候。花房は司法之学校より文部之法学校之世話も致候経歴も有之候に付、前日佐賀県学務課長之花房金治とは同日之論に非すと鄙考仕候間、頗る其任に適し可申候。御同感被為在候は、本人に御徳憑被成下、速に帰県、右師範校長之命を受候様致し度、本人に御高

諭之程万奉希候。尤俸給は四十円以上五十円迄に有之候。其働きに因而是奏任に進み候様早々上申可仕候。右は一旦武富ケン之助を採用致し度相諭し候へ共、此節迄は辞退いたし、是は他年事務官にもいたし可申、校長は武富に比すれば金治之方資望徳量は相具へ、衆の信用は可有之、只所祈候。只今之文部御流義リウギに適し候様立働き、お世辞少々は出来候事に本人之勉強入り候時態に候。本人承諾候は、速に帰県御申聞可被下候。仮令本人辞退候ても

閣下閣下之御威力に而御圧服奉祈候。暑中休暇も不仕、取紛中右迄匆々申上、草々頓首

八月廿六日

鎌田景弼

大木公閣下

〔注〕封筒なし。

⑪142-2

明治(19)年11月17日

逐日冷気相増候処、益御安榮被為渡奉恭悦候。先月熊本に参り候後は諸所奔走取込、呈書も御無礼申上候。花房事は官制に依り奏任に被命度段文部省に上申致し置候処、窃に伝承仕候に、文部省之内に而、花房は改進黨

にして學術も無之ものに付、師範學校長と可成人物に無之と評議有之趣、右は困入候評議に而、改進黨に無之故にこそ往年より官吏と相成、司法・文部にも奉職出来候次第、因而改進黨に非ざる事は明白可致、且又學術は洋學も出来不申候へとも、司法・文部にても學校に勤務いたし候に付、世話方は行届候わけに有之候。仮令大學校卒業之洋學家は其人ありても校長と相成、各教員を支配する事は行れ兼ね人物多く有之、両全之人は難得故に、花房に命し其末奏任にも被進度上申に及び候事状を文部省之人に内申致し度候へとも、同省には懇意之人無之候間、甚乍憚辻次官其他御見込之人に前陳之情状御一声被成下度、

閣下より御證明被下候へは、文部省にても疑団相解可申候に付、何分にも宜布々々御助成被遊被下候様奉希候。文部大臣にも来月は九州にも相見へ申候趣、此県にも来臨之由、其前に大臣にも花房之事御承引に相成候へは大に都合宜布と奉希候。

○千歳川土功一条も段々苦情・異論も湧出候へとも、種々手を尽し説破もいたし、只今之形況にして県会にも可決候様に大概やり付候含に有之、先々御安神願上候。之に反し福岡は余程不都合之民情に而、安場も困難と内々相察居候。此段序に申上置候。它は後鴻録啓可仕候。右迄艸々不宣

十一月十七日

大木公閣下

鎌田景弼頓首

〔注〕封筒なし。

⑫ 142-3

明治(19)年12月8日

逐日霜威相増候処、益御安靖被遊御執務奉恭悦候。先日
は花房事に付、一書拜啓仕候に付、御取手と奉存候。一
昨日到来致し候辻次官書面に依れば、花房は人物におゐ
ては異存無之候へとも、其學術に付而校長に適任不致と
の事より当分任命延引候趣に有之候。文部大臣此地に相
見へ候は、直に申立可申候得共、微力に而貫兼候時は残
念に奉存候。御地にても御助力被下候様奉希候。

千歳川工事費用拾六万円を地方税より差出候事に付而は、
県会開場後早津江邨落之もの種々手を廻し議員を抱込、
其内には種々之情実有之、議員中にも党派を生し、反対
論者は愚民を煽動するの弊も有之、一方は福地貞男同意
者を募り、村民に媚、村民は金を出し平田豊蔵・江頭由
清、相浦等無聊落魄生に金を啗はせ、原案同意之議員を
恐嚇致候。因而正論者は愈以激し而原案に固まり、願正
寺には平田等首唱して愚民を集、三次会即ち過る六日に

は七八百人も百姓原佐賀に押掛、原案否決を祈居候処、原案可決致し候に付、失望退散いたし候。一旦は自然暴動も生し候半と警官も掛念之処、無事に相済み申候。花房・横尾は大に尽力して西川種近を原案同意に説得いたし、一応は承服して俄に反覆いたし、兩人も氣の毒かり候へとも、小生相宥め置申候。此後も異状無之と考へ居候。先以御安神可被下候。人に依候ては私之事も何分悪く郵便杯出し候ものも有之哉も難量、其信否は他日小生出京之上に御定願上候。武富も不得止、異論家に左袒いたし候得共、小生に對し交和は依旧不相変候（他の議員も落付自然党も消る事にて候）。将来県治も安寧鞏固ならしむるに付、鄙見も有之、是も他日拝謁に譲り申候。大に取紛れ此段迄匆々拜呈不悉

十二月八日

鎌田景弼頓首

大木公閣下

尚、以前文可決に至らしむるには頗る骨折り申候。福岡は否決らしく、安場は困却察入候。

〔注〕封筒なし。

⑬ 142-11

明治(19)年 月12日

農商務省へ差出申候書面写本日持参仕候処、御出頭不被為在候に付、黒川に頼み差上申候。本日農商務省へ出頭、尚窺申候処、大分風並好き様にも相見へ競居申候。花房之事は公然上申致し候て不苦候哉、御都合次第には黒川迄御内沙汰被下候様奉願上候。

十二日

鎌田景弼

〔注〕封筒なし。

⑭ 142-9

明治(20)年1月12日

爾来益寒威厳烈に候処、益御安靖被遊御執務奉恭賀候。

文部大臣は過る二日に武雄に貴臨、四日は有田、五日に武雄^{平出}帰り、六日に佐賀に來着せられ、新築之協和館を旅宿とし、人民も角力・花火之饗応（酒肴は無論）致し、先以無不都合相済申候間、御安神祈上候。

花房は県境早岐迄出迎に出し、発せられ候時も福岡県に隨行為致候。屢接話にも相成候。師範校長之事も小官よりも段々申立候処、出立^マ県にはあれに而宜布、夫々取計ふとの返答も受申候。是又御安慮奉願候。正当任命之上は学務課長をも兼務せしめ、学務課は師範校内に移候筈、花

房之任頗る重し。本人も充分奮発致し居候。此上は党派と情実に拘はらず断然遣らせ申候筈に仕申候。右申上度匆々不展

一月十二日

鎌田景弼

大木公閣下

〔注〕封筒なし。

⑮ 142-10

明治(20)年8月1日

肅呈仕候。烈炎難凌候処、益御安栄被遊御執務奉恭祝候。先以家永恭種檢事に転し候事に付而は不一方御配慮被成下、万々奉鳴謝候。高庇に而家永も相運ひ、暫閑散之地に就職、多年之勤勞を慰し病をも養候為には閑地之檢事は相当に付、定而難有かり喜而赴任いたし候。小官へも謝礼にても述候位に思ひ候処、豈囃ん、党派之もの共平日競争心有之処より、武富之郡長に被任候を口惜さに、種々之手を廻し人民を教唆して復任願を拵へ、出京する杯と騒ぎ、出京員には福地貞男と石丸勝一其選に当り、表面他人を煽動し、其事を企候へとも、少く畏避する気色も有之哉に今朝は聞及申候。郡書記も家永之奴隸主義に居候に付、新郡長に容られざるを恐れ、他の書記も強勸し

九人一同辞表を出し候処、到底用立不申男共に候間、新郡長之見込を用ひ、四人だけは辞職聞届申候。戸長も三四人之不適任者は此際免し、他之者共は成るだけ引留候事に武富も心得居候。家永も赴任致候哉否、例之漫遊手段に而未た分り兼申候。小官に對し候ては赴任致候様に申述居候。是も家計には困み申候由に而、内庫所誰か之手より金を借り家を作り、月極に而返納致居候趣、因て官を休候ては返納にも差支申候掛念も有之、家永も奉職之念も絶ち難候処、飯はどふかして喰へるたらう、新聞屋になり入込候は、如何杯家事職の内を語たる人有之哉に探偵人申出候へとも、真実之処は明白ならず。此件は御聞捨奉希候。若し是より佐賀新聞社党は県庁攻撃を始候。而も致し方無之、腰を据、其衝に当り可申と心得申候。県官も勿論、課長以上一致仕居申候。武富も奮発いたし、是非やり付る気込に相見へ、窃に安神仕候。定額之都合に而家永より年俸減候段は残念奉存候。家永之事に關し顛末書は大河平迄送致有之、瑣々たる事には候へとも、品に依り御一覽可被下候。

松永方一は藤津郡長に任し候前後肺患に而難治、とても在職に而は不治と医師之見込に而、過日辞職申出申候。因て後任には横尾敬九郎を申立置候。同人に候へは必ず藤津郡を治る事出来可申と見込申候。少く策略之様に候へとも、武富・横尾等相進み申候に付、田中寅太郎を勸

業課三十円の属に採用仕候。些高売に有之、本人は日々出勤致し居候。家永へは忠告候様申示し候に付、其意相伝、家永は承知之段返答は致候へとも、今日と成候ては親友も意之如く不相成趣申出申候。

前陳福地貞男・石丸勝一共上京致し候は、其時に於て内務長次官之内に御都合を以事実御談し置被下候様奉伏請候。司法省向へも程能説明有之候様池田・高木之内へ被仰聞度願上候。

近來之小官取込振に付、御聞込又は思召寄も被為在候は、御教正奉仰候。尚後鴻可申上候へとも此談迄勿々頓首

八月一日

大木公閣下

鎌田景弼

〔注〕封筒なし。

①9 142-17

明治 年 4月22日

春和相成候処、益御安泰被為涉奉恭悦候。

過日横山万里帰県之際は尊簡被下奉拜誦候。

中学校内英学一条に付而は深御配慮被成下、教員高橋昌御差下に相成、本人にも一兩度面会仕候処、至極当地に適應可致人物かと相考へ申候。教授方法は同人等と談し

合、先つ当分は中学校各科之事業を減し、英学時間を相増候方に致し置申候。金額さへ有之候は、従前英学部に復し別に教場を設け可申候へとも、今之金員にては行れ兼、且現時中学校は今にしても教場狹隘に有之候に付、営繕いたし度、県会に付し候処、是も減額いたし候位、故に英学部を別にすれば教場新築せざる能はず、其費用も不少候。然し小生之鄙見にては今一步を進め、中学校之外に専修学校を設け、英学又は漢学を教へ、其代り私学校は禁止する位にいたし、党派を消滅する之心算に候処、是は多額之金を要し当分行れざる事とし、乃ち第二段之中学校内に英学部を置に仮定するも前陳の如く金額に乏く、然し二千円余之金にて此土地之廉価教師に候は、參らぬ事も有之間敷候へとも、先日教諭に任候石川直記、是は大学卒業生并に高橋昌之如き教員に無之候ては幾度ひ英学部を起し候ても其功能無之候。因て此外に兩三名之兩教師を東京より聘するには金円を待つ所以に有之候。此節金井書記官を上京為致候に付、尚同人よりも申上候様に申聞置申候。御内家向之人達は英学部も好み不申哉に相見へ、中学校だけにて差置候方同意之様にも相見へ候へとも、是は余り老練過之御人かとも見込居候。尚可然御教示奉仰候。

石磴之喧嘩より種々古疵迄も打出し、石碑は段々郡長等に説諭いたし候へとも、合併行れ不申、綾悪（綾悪、小官出張留）

守に喧嘩を生し居、手後れに相成候処より愈以不都合と成、残念に奉存候。是は花房に御聞取被為在候は、大概明了可仕と拝察仕候。其余波養蚕部之争と相成申候。丹羽宗平・大野権七等數十人より申出候処は横尾輩之石を建ると云地は養蚕部之所有物也、然るに社中に協議も不致、石を建るは不当也、其他に中島貞蔵之跡に養蚕部之分配金を渡したる事生田源八等之専横也、県庁之を認許せしやと丹羽数輩より伺出候処、遂に詮議之末、社員に協議せよとの社則未た無之に付、県庁之許可さへ受候へは養蚕部之余産は売買も不苦候に付、右石碑地も相当代価にて建立人に譲渡候段は県庁に而も認可いたし候段指令して伺書を却下する事に決し候。定て丹羽等は不服を唱、内務省に出るとか裁判所に出るとか騒立可申と考居申候。右等老人は生田源杯の役人と相成居るを嫉、とふとかして之を倒さんとするに外ならず。且又横山・横尾も県官に居候に付、小生も亦一方を偏愛するならんとの邪測頻り也。故に所謂坊主悪ければ袈裟悪しと云類にして、他之除族に非ざる人々も丹羽組を左袒し、厚生会社員も同様にて候。因て輿論は丹羽方に帰するとして小生に諷し横尾輩を斥けん事を申出る者も有之位、私におゐては一昨年来之方針も有之、今更一步も容れ不申覚悟にて、老人輩何百人押掛候ても厭ひ不申候筈。然れとも養蚕部之処置も決して生田方に曲庇する私心は無之候。此後速に社

則等は改正して生田等も他之刺撃を受様にも命し置候。先日来之景況は金井より可申上候へとも、意味之所在は尽し兼候儀も可有之、御不審被為在候時は私出京之上御聞取被下候様奉願上候。

本県中学校之儀は兼而御話し申上置候通、昨年よりは県立は佐賀三中学校にして、唐津・武雄・鹿島・小城に郡立四中学校有之、郡公立には地方税より補助費を給与致し、補助費無之しては公立も成立せざる場所過半に有之、若し此公立も立兼候時は他に悪影響を生するの患有候と考察仕候に付、此般県会にも右補助費は昨年通給する事にして、原案を発し候処、常置委員に而武雄・唐津兩郡を県立之分校とし、他の補助費は減却するの意見を付候に付、鹿嶋・小城のもの其他も大に激怒し常置委員之説を駁撃いたし、必竟常置委員之説は武雄の主唱に而、唐津之を賛成候より他郡之怨を買ひ候姿に有之、其後県会に而原案より補助費を一割減するとの審査案に二次会迄は可決候処、其後議長松尾席を下り修正説を出し、其説は前日に反し補助費を廃するとの論を發し候。是は其前夜種々手を廻し候に付、県立を多くする、又は補助費を増す杯の議は反而之を賛成する事に相成、僅一人之多數に而此説に決し申候。然るに此議決を認可する時は公立中学校も廃するヶ所も可有之、其他にも數々混雜を生し可申、況んや小官も信義を失するの事情不少。因て補助

費を廢するの議決は不認可之覚悟に而別に公文伺書を差出候。御省と内務省に伺立候筈。然るに常置委員等は之を聞、是迄不認可と云事無之に、今日之を為すは残念也、且此次之県会に反動を生ずるも難量杯と虚喝し、己共之説を採用せしめんと両度程忠告致し候へとも（其実忠とは難申、私見を張るにて候）、小官同意不致候。右之事情に付、是非共不認可御聞届被下候様奉願候。若し内務省にて異議も有之候は、内務卿に御談し御一声之御助成奉祈候。其為書記官を出京為致候に付、委曲は同人より可申上候。武雄之事情伝聞するに、郡長等は同所議員之説、一朝俄に反対に変化せしは且疑且恨居候様子に而、今より程能話し候は、武雄之異状を見るにも至り申間敷、譬へは武雄人は補助費を必用と論するに、小生之を不可と致し候は、離叛心を買ふの恐も可有之候へとも、只議員の説之不立迄に而、其地には利益する事に付、各別之不都合は無之方と信認仕候。況んや其議員昨日迄は補助費を可とする而已ならず、昨年は小生に懇請せし事も有之位なれば、波瀾も生しは致し間敷と奉存候。仮令生し候ても不得次第にて候。山口議官等におゐて若し小官か武雄議員に相氣致し候様に被聞込候ては不宜候に付、前段一条は御明言不被下候様願上置候。

警察官会議等に而取込居、右迄勿略啓上仕候。頓首

四月廿二日

大木公閣下

鎌田景弼

〔注〕封筒なし。

⑰ 142-6

明治 年5月7日

本日は御寵招被成下候に付、参趨陪隨可仕と相楽居候処、昨夕より風邪に而今日は臥辱罷在、何分他出之見込無之、差懸り甚恐入候へとも、御断申上候。後刻渡並属を差上御詫申上候へとも、先以寸楮拝啓仕置候。

教育費之事に付、乍御面倒今御一会奉願度、日時と場所は私より可申上候。

教育費に出金有之候へは海防費は不被差出共宜布様に文部大臣は井上毅に断然被申候由、是も御参考平出に供し奉り置候。右迄勿々不備頓首

五月七日

鎌田景弼

大木公閣下

〔注〕封筒なし。

⑱ 142-7

明治 年5月9日

今朝は尊簡被下敬誂仕候。

佐野君は御引留被成下難有々々奉謝候。尚又渡並をも差出し招請仕置候。十一日は午後五時より日本橋(万町榛原の隣)柏木亭に御枉駕奉希候。土地柄は不都合に候へ

とも、閑静之樓を^{平也}選ひ置申候。御所替へと思召し

御貴臨祈上候。尚参上可申上之筈には候へとも、先以寸楮拝呈仕候也。

五月九日

大木公閣下

鎌田景弼

〔注〕封筒なし。

⑲ 142-12

明治 年6月2日

拜誦仕候。過日被仰聞候通、明三日之事は銘肝罷在申候に付、無間違午前十時過より拜庭可仕に付、右様思召奉希候。此段尊酬勿々拝啓

六月二日

司法卿公閣下

鎌田景弼

〔注〕封筒なし。

⑳ 142-8

明治 年6月6日

梅雨之時節に向候処、益御安靖被遊御起居奉大悦候。滞京中は依旧御懇切被成下難有奉謝候。段々御配慮をも奉煩、以外奉存候。郡長一条は此上宜布御助成可被下候。外に申上度件も有之、不遠大河平を出京為致候筈に舍居候。諸事同人に托し言上可仕と省筆いたし候。帰県後も

鉄道又は来賓等に而取込、送簡も延引恐縮仕候。它是後認と右迄勿々不悉

六月九日

大木公閣下

鎌田景弼頓首

〔注〕封筒なし。

㉑ 143-22

明治 年7月6日

肅啓仕候。

来る十日龜酒差上度候に付、午後五時久保町売茶亭に御貴臨被成下候様奉願上候。此段御案内迄勿々頓首

七月六日

大木様

鎌田景弼

〔注〕封筒なし。

② 142-1

明治 年 月 19日

肅啓仕候。卒族輩授産金一件農商務省に而既に
卿輔^出檢印済之後、山口県の取扱に對し掛合生し延引候に
付、種々弁明、漸昨日大藏卿決判に而本日太政官に上申
相成候。

私よりも催促可仕候へとも、何分御心添之程奉仰望候。今
明日参上之舍に候処、先以寸楮に而申上置候。它是拜謁
と勿々不尽。

十九日

大木様

鎌田景弼頓首

〔注〕封筒なし。

③ 142-13

明治 年 月 日

閑叟公遺金一条警部長とも相談致し、松永輩数名にも内

諾、小官之意も示し被告人逃走いたし居候ては和解も出来
兼、明々顕れ出候上は和解も取計可申段申聞候処、松永
等も尽力いたし候へとも、被告の内二人頑梗のもの有之、
中々和談無覺束、若し県令の手を出候上は其事を遂げさ
れは不都合に可有之、然るに右之通被告の方却て金は一
文も出さぬ杯云一人の老人有之、是も父子とも逃亡中。
何にせよ逃走致し居候ては何事も行れ不申、原告は却て
少し氣はらき居候姿にて候。一人前十円つゝも分配を受
け候は、居り合可申候（原告は五千を請求す。被告へ三
千は出すと云て熟談に不至候由。出てさへ来れば原告も
少しは減し候半かと被察申候）。尤十年の時費用せし廉は
罪にならぬ様取計ふへき意も暗に松永等へは含み置申候。
同人等は和解の手は軽忽に下さぬ方可然と申出有之上は
被告人の発見を待たざる事を得ず。逃走に付而は益以費
用も掛り可申、或は熊本県にて匿したる人ありし杯と原
告より申立るものも有之、是は不可然事にて候。公然と
出て来れば罪にも成らず済む様の事も、逃て居れば罪あ
るを自認せし姿に相見へ策の得たる者に無之候（此後尚
注意可仕候）。委細は其内警部長上京之時申上る筈に有之、
一応内申仕候。

〔注〕封筒なし。宛名なし。

3 岸良兼養書翰

① 171-6

明治10年4月8日

爾後益御清穆御起居奉恐賀候。陳は私儀去る六日西京到着掛大臣殿へ参館、兼而御含之件々大略左の趣に而言上仕候。抑国事犯罪御処分之儀は未だ成文律も無之、即今之章程に而は其裁判所におひて取調処刑之一段に至り候而は政府の御裁決を仰き候御制規に付、政府其一部分を宮へなり参議へなり臨時政府の御評議を以て御委任相成候儀、勿論御至当之御事と存候得共、其裁判所を開かる、に於ては先づ司法卿江御沙汰に相成、司法卿より臨時開設之儀公布に及び、司法官員を以て事務取扱、唯処刑之一段に至り宮の御裁決を仰き候御手順に相成度、事急にして司法卿江御達相成候御間合無之候は、臨時

行在所より大臣殿御名前を以て臨時才判所御開設之儀御達し有之度、開設の事より何もかも宮の御手にて相成候様にては司法省有て無きが如く、佐賀の時分に比し候得は、追々章程も相立候付、今般之儀は前条の御手順に相運ひ度司法卿の見込に有之、其趣意電信を以て上申は致し候得共、電報之儀故、趣意徹底せざるかも難凶、付ては誰そ其為め上京為致度存居候折柄、私上京に付、右の趣意相貫候様言上可仕旨申含有之候段申上候処、成程裁判所は小畑を以て成り立、決は宮に仰き候様致し度旨申

越に相成候得共、当方評議にては夫れでは却而混雜を生し可申、全く佐賀の側に働ひ裁判所設立より一切之事宮へ御委任相成候方可然との評議に有之候。今猶承り候得は、当分評議と司法卿見込とは反対致し候付、今一応御評議可相成、其為め私を大阪迄差遣はざる、かも知れず候間、其合にて罷在候様にとの御達し有之候。翌七日に至り佐久間権大書記官相見得、前件御評議の為め同人大阪被仰付候付、猶親敷司法卿見込私より聞取、其上下阪可致被命候趣を以て参り候付、前条大臣殿江申上候御趣意を以て演説仕候。昨日中何たる御達も無之により、今朝条公へ参館相伺候処、大阪江掛御評議にも相成候得共、既に御決定の上、河野其外へも御達相成候付、今更前議御取消にも参り兼候付、司法卿へは右の趣電信にて御申越相成候段承知仕候。其末私には左の通御達を蒙り候。

九州地方国事犯賊徒処刑之儀、征討総督宮江御委任被仰付候条、総督宮之指揮を受け事務取扱可致事

明治十年四月八日

太政大臣三条実美

私者於河野・小畑へは左之通御沙汰相成居候。

河野

九州地方国事犯賊徒処刑之儀、征討総督宮へ御委任被仰付候条、総督宮之指揮を受け夫々処分可致旨
御沙汰候事

小畑

前文同断。河野幹事へ協議、総督宮の指揮を受け事務取扱可致事

御含の件々御趣意貫候様言上いたしたる心得には候得共、終に行はれず、残念奉存候。根元福岡衆徒御処分之儀に付、誰ぞ勅任の人を至急御差遣相成度、総督府より御掛合有之、俄に臨時裁判所之儀相起り候趣に被伺申候。

右は只今下阪、匆卒相認、前後分り兼候儀可有之候間、宜く御推読奉願候。恐々頓首

岸良大検事

四月八日

大木卿殿

〔補書〕
二白 私共一列明日当地発足、西行之筈に御坐候。

〔注〕封筒なし。

② 171-7

明治(10)年4月10日

謹啓 昨日は匆卒相認、一書を呈し置候付、御覧可被下儀と奉存候。大塚判事も於京師下官同様此度の事件に關係被仰付候。同人出発之儀は一向存し不申候処、突然船中にて出逢、同人の咄に、東京出発の節閣下よりの御達にも此儘罷在候而は名譽上にも關係可致に付、鹿児島

鳴方へは寛判事出張の筈に候得共、交代之儀は追而可相達に付、先途中迄なりと出掛居候様命を受け候趣に承り、同人も唯途中へ安閑難罷在に付、前途京師へ登り河野へ此度同行之儀可致依頼に付、下官にも其含にて罷在呉候様承り候。同人鹿児島出張已来一向尻が居らす度々之出京、殊に才判所引揚方等不都合之儀と兼而存居候処、同人の咄振旁を以て相考候得は、畢竟同人の面目を雪き候為め途中之御用も有之候は、為御勤可被成御厚意より出候議かと存し、河野よりの申立に別段異論も不仕訳に御坐候。吉本も同人方へ召列候事に相成候。将亦今般御達の通司法省外の裁判所に致したる処が数多之賊徒を引受、取調候に付ては實際取馴れたる人に依らず候ては相運ひ申問敷、其節に臨み御委任の御特権とて司法卿江御沙汰なく、直に裁判所人員を御引揚相成候筋も有之間敷、且又才判所人員も疑惑を生し可申、就而は宮の御方に於て裁判所人員御注文之節は相勤可申旨、兼而司法卿より最奇裁判所判事・検事へ御達相成居候は、都合可宜旨下官発論建言仕候。此儀も御承知相成候半かと奉存候。兼而申上置候通り松本も出張之事故、面会の上何とか協議の致し方も可有之と存し、下官方は一人之随行も之なく出張仕候儀有之候。要する所人民に對せられ政府の御為め都合宜様にとのみ存し罷越候条、此段御聞置可被下候。出帆も明後朝に相成候に付、昨日申上後れ候件々考出し重

而奉得貴意候也。

岸良兼養

四月十日

大木殿

〔注〕封筒なし。

③ 171-5

明治 年3月25日

謹呈 度々候得共、御用多に付、昨日之始末書取、左に申上候。

昨日備貴覽候文面も差出、到底彼の訴訟入費を我より償ふの義務なきは勿論、新聞江刷出すとせざるも、何分我より口を入れ候義は不相成、乍去ヘラルト新聞社は是迄先日本政府を助けて社説を書くと申儀も有之、今度の申立にせよ日本政府の御為めと云ふを口実として申出たる儀に付、彼等今度の望みは無論遂げさせ難き儀に候得共、可相成は彼の氣配を不損様に注意可致、又彼等拜謁の節入費之儀は御権内に無之、仍而大臣・参議辺へ御打合可相成とは御対へも有之候得共、彼の申出たる事は分切たる事故、殊更に政府におひて御打揃ひ御評議など、申事にも無之、可然御咄合には相成候処、別段思召の外に御異存も無之と申位の事に候間、其辺御差含、別段不重立

様にと右両条を主にいたし小島へ申入候処、委細承知仕候付、右之御趣意相含、彼方江は申入候様可致との事に候。ブロックは勿論、ウキルスも始而得拜謁候処、さすがに能く御分り相成居候とて其筋の御対応には服し居候趣、北島咄に御坐候。尚委細は口上可奉申上候也。

三月廿五日

再白 本文申入候後の次第は直様申越筈に約置申候。

大木司法卿殿

岸良大檢事

〔注〕卷封。

④ 171-3

明治 年5月11日(細川潤次郎宛)

拜啓 近日之御容体如何に被為在候哉、奉伺候。扱小生には此悪氣候に而又々咳嗽甚敷差起、加ふるに例之リヨウマチスに而頭痛致し、頓と困却罷在候。右之次第に而打続不參致し心外之義に御坐候。只々兼而之内願願達致し、当然閑日を得て保養を遂候様仕度渴望罷在候。余り御催促ヶ間しく申上候も如何と奉存候得共、何卒右之事情御汲取可被下候。今一応卿公へ御願上被下候義相叶申間し

く哉、此段奉願候。頓首謹言

五月十一日

岸良兼養

細川大輔殿

追啓 今兩三日は出勤仕兼可申候に付、此段も御聞置被下度候。頓首

〔注〕封筒なし。

⑤ 171-4

明治 年 8月19日

謹啓

白根大道着を待ち出艦可致段公使館より外務へ申参り候由、就而は私方へ白根相見得次第中村氏へ同行仕、野村氏、白根と引連れ公使館へ参り候事に相決し只今帰宅仕候。過刻奉伺候通、白根口上御聞取之上同人を私方江御差向被下候様奉願候。昼前に候得は、外務の方へ白根を御差出被下候様奉申上置候得共、最早一字にも相成候付、為念此旨奉申上置候。已上

八月十九日

岸良兼養

大木様

〔注〕封筒なし。

⑥ 171-2

明治 年 11月20日

拜啓 過日御議事の節差上置候目代職務書、右は杉本所持の品に而御下相願度申居候付、同本差上候間、御手近に被召置候は、右と御取替御下渡奉願上候。敬上

十一月廿日

緘

岸良兼養

大木卿閣下

〔補書〕 二白 御手近に無之候は、今日に限り奉願候義に無之候。

〔注〕卷封。

⑦ 171-8

明治 年 12月3日

来る九日晚餐被下候付、同日四時尊邸江参上候様御紙面之趣敬承仕候。右御請迺草々敬白

十二月三日

岸良兼養

司法卿閣下

〔注〕封筒なし。

大木様

岸良兼養

⑧ 171-9

明治 年12月3日

本月九日午後七時参上可仕旨御懇命之趣敬承仕候。御請遣草々頓首

十二月三日

岸良兼養

大木司法卿閣下

〔注〕封筒なし。

⑨ 171-1

明治 年12月17日

御談示の御趣有之、今夕七字過敷又は明後十三日夕六字過敷参上仕候様御達之趣敬承仕候。今夕七字過より参上可仕候間、左様御承知被下度奉願候。昨日御渡相成候職制は只今使人江相渡候間、御落手奉願上候。右御請迄勿々謹言

十二月十七日

〔注〕巻封。

4 高木秀臣書翰

① 416-12

明治15年8月12日

拜啓 日増寒氣強相成候処、益御清福被遊御坐、珍重奉賀候。扱佐伯一件は最早御承知かは存不申候得共、一昨日宣告、原才判通り之裁判に而誠に驚入候外無之、全く古賀等の主唱先入主となり、松室等尤原才判説に而主任固なり。之れに加ゆるに川先生亦敵方に降参せり。決極少数に而敗れを取り候。実に掛念此之事に御坐候。定而主たる本人寿命を縮め候事に存候。差附より入牢の身と相成りたるべし。此の後又々上告と出かけ候哉に承り候得共、最早勝利は有之間敷、感情程害毒を流すものは無之、夫れか為め此如悪結果となり不幸の人と云外なし。外又色々耳にせし儀も候得共、此段御伺旁申上候。拜具

十一月廿六日

大木様

秀臣

追而、余り相変候儀も無之、別に御聴煩す程の事亦無之に付、猶其内可申上、氣候杯は此の方日と寒さ強く相成、御地は定而好氣候に而可有之、十分御転地療法御購求奉希望候。

〔注〕封筒なし。

② 416-11

明治(30)年4月8日

拝啓 昨日附之貴簡本日拝読仕候處、漸々御快方に而御散步御試み御運動も被遊候由、珍重此の事に存候。兎角未不氣候に而、今朝杯も曇晴の半空に而、近比に而は先好天氣の内に候得共、夜前より寒氣強く、中々以而衣服を軽くする杯は夢にも不見事に御坐候。何卒試御運動は十分御注意奉禱候。扱当地の空模様昨年来御考案の通、猟官やら売官やら高利貸連は朝夕迫り、負債者のやりくり頗る困難の由、当然の事には候得共、其中現内閣組織迄骨折り候者、所謂徳義上金貸者流の面に其約束はなきも御杯つきの廻り左右な者と心楽みの向きもありしか、中々御鉢の廻る景色も見へぬ由、左もあるは当然の事なるに、漸く夢の醒めたるか如く閣下の予言も悟了せしもの、如く、生等は日々冷却の地位に立、或はなくさめ或は憤慨せしめ、気毒とも申すは独り国民なり。独り国民

而已に限らず一般冷遇せられ候勢、是れは尤当路者の悪徳と存候。猶申上度儀も候得共、此の十四五日後御伺可申上心得御坐候。毎々御好意被下難有、いつれの道一度は御伺可申上と存居候處、先便に而御意被下、重畳忝奉存候。大隈へも協会の事に而早稲田に参り一度面会、其節は大勢に付、余り別話も不致、少しは意見も協会の事に付申陳候。其後官舎に而一度其節も御転地の際宜敷申陳候様大木伯の伝言有之候趣申陳候迄に而他に言を陳す。右閣下の御養マシ体マシ頻り尋相成候付、最早御全治と申候而も可然御養マシ体と申陳置候。農務兼務も御本人は得意の様なれとも、実は物議沢山の由、而して党人採用も其実、専高嶋と内相との専断に出づる者多き由、左もある可き事と存候。乍去其始末責の帰する所は逆も免れざるべし。歎息す可き事に候。併是は積り自業自得と言外無之、先は御伺旁御礼申上候。 拝具

四月八日

秀臣

大木様

追而、県知事任命相成候人名、最早新聞紙に而御承知と存候付、略す。人才登用可畏事に御坐候。小生も昨今漸く快方と申候場合相成り候間、御休神奉願候。蒲原氏も快方結構の事に御坐候。未此の悪氣候に而は返すくも御自愛奉禱候。

③ 416-16

明治 年2月13日

拜啓 余寒強御坐候処、

高閣益御清祥珍重奉賀候。其後御伺相怠り背本意候。御宿痾も追々御快方と存候。定而近々より御転所相成候御事と折角希望罷在候。生も相伺候筈に候得共、去る六日比一二の朋輩と序に種痘を試み、其後格別相変候儀も無之、入湯其他居動平常之通り罷在、然るに十日比に相成、俄然急に変動を來たし、悪寒を發、其他兩腕にしこりを起し候得共、是れも余り氣に構へず外出抔致し（則十日例会に付、御屋敷へ）、其夜より非常なる熱發、続而今日に到るも未だ三七・五位の熱勢有之、而して種痘數兩手に五ヶ所つ、都合十顆総而悉皆發生、實に見事なる痘に而赤き所、白膿の所少しも区域の崩れたる様子無之、一昨日・昨日迄誠に玉の如く相見候得共、夫れに引換へ身体異状に疲れを來たし、食氣全く絶へ、左なから天然痘も斯くならんと存候得共、最早漸々鎮火際に相成、苦痛も今暫と堪忍罷在候。夫是に而御伺も不申、只今の様子に而今四五日は御無礼可仕、御断り旁御様子御伺之為め早略不悉

二月十三日

秀臣

大木様玉案下

〔注〕封筒なし。

④ 416-6

明治 年6月8日

拜啓 益御清適奉敬賀候。陳は明九日直大公御尊邸被為入候付、陪席候様御厚意を蒙り難有奉存候。然る処、今暁來下女・下男共皆以下痢發熱、其他家族の内にも少々其氣味有之、甚不安心に付、今夜經過の模様依り參上可相伺候得共、若又都合悪敷候半は時分柄に付、遠慮致度、十中八九は六ヶ敷存候付、何卒不惡御了掌被下度、先は此旨御返事迄忽々不備

六月八日

大木様御家扶衆中

秀臣

〔注〕封筒なし。

⑤ 416-2

明治 年6月19日

奉謹啓候。絶而御伺相怠候得共、御起居倍御清適奉敬賀候。此方も漸昨今学校地所等受取、建設伺中に有之、併

生徒も当分寺院マツ飯受、来月二日より開校之積り、現今募集中に候得共、格別競進之模様にも相見不申、語学校等も設立之筈に而、校長始着港相成、学事の弥盛大に可相趣候得共、兎角北地故歟、余程手入無之而は学問の何物たるか、或は今日糊口の計策に疲れ本意を遂げ得ざる者而已有之由、先は御伺旁略不悉

六月十九日

副而、御高覽を煩し奉候得共、先達より愚妻大病相煩、于今平臥罷在、余程困苦切迫之趣申来候得共、日夜懸念而已に而進退如何とも難致、就而は兼而御願申上置候義、実御多忙之御半、私情懇願思召も畏入候得共、何卒御慈悲を以て御助け被下度、然は御蔭に安心仕候。殊に私も地行眼病于今全快不致、其上医療は出来不申、旁死地に趣と同様之義に而内外落胆罷在候間、宜敷御洞察被下候半は誠に大慶仕合奉存候。最早学校之所も将来の目的相立、今後交換致候而も不都合之儀は無之、併しなから公私あとやさきと思召自分なからも実に恐入候得共、家内・子とも相手之様子間々具状を受け、如何にも見聞堪兼候に付、詎而御仁慮之賜被成下候様事情切迫之儘具陳仕候間、不都合之段は千万御海流奉禱候。頓首

大木様侍史

〔注〕卷封。

⑨ 416-13

明治 年6月26日

拜啓 乍時分続而鬱陶敷天候に御坐候処、其後如何為涉候哉、御伺と存候処、一昨廿四日夜半より胃部に異状を起し、むなさき非常に泡張し、且又少々熱発も致し、昨朝に到り猶々腹部泡張、下臍マツを用候処、其功を奏せず、浣腸を旅候結果終大失策、昨夜より今日に少々つ、下痢となり候得共、固より昨朝より絶食療養の方針を取り居り候付、下痢も一時之事に止り候得共、腹部のこわれ整理せず、むなさき支へ今午後医師の手を仮り養生罷在候。時候聊人身感応の適切なるものは無之と能々存当り候。夫れも畢竟是迄は心附す、体力に而融通し来り候処、近年は総而起居飲食共に感応力相生し、随分注意せされはならぬ事と観念致候。右之有様に付、御伺も出来不申、此の氣候に而は定而御経過も余り宜敷有御坐間敷、御氣長に御節養奉禱候。小生杯は今日迄此数日相苦み候事は未無之、最早二日夜牛乳一合に而罷在候処、牛乳は絶食中、且下痢の気味あるには不良なるかと心附候付、相止、半熟鶏卵に致候処、是亦むなさき張るに付、却而不結果

秀臣

を来し、左れは逆全く一滴水も用すと云訳にも参らず、不計して玉子豆婦タマゴトウフと云事心附、之れを少々相用候。是昨朝より今夕迄の経過に御坐候。医師今暫絶食の方可なりと申候に付、明日迄三晝夜も致候半は少々米食も可然かと存候。口にも腹にも食欲は有之候得共、如何せん腹部泡張、気分悪敷、併し発熱は全く下熱致候故、夫丈は安心致候。乍末筆御家族様方最早御清快被遊候事とは存候得共、此天候中は御気ゆるみは決而御無用と奉禱候。先は御伺旁得貴意候。拝具

六月廿六日

大木様玉案下

秀臣

〔注〕封筒なし。

⑦ 416-7

明治 年6月29日

拜啓 其後は近比之雲行に而兎角往来之人多く御無沙汰仕候。いつれ今日午後相伺候心得罷在候得共、明晩六時より相伺候事に致し、必ず参上可仕、先は御受迄忽々

六月廿九日

大木様

秀臣

〔注〕封筒なし。

⑧ 416-3

明治 年8月2日

拜啓 只今御使被下、生憎他出中に而御無礼仕候。今夕は六時比より参上可申上、不取敢御返事迄。書外は参上可申陳、先は忽々不備

八月二日

大木様玉案下隠

秀臣

〔注〕封筒なし。

⑨ 416-1

明治 年8月7日

只今御手簡難有奉拝誦候。去る四日

平也御帰京被遊候由、不存とは乍申御無礼仕候。明八日午後六時参上可仕候。扨昨夜は頗る大風雨に候得共、御尊邸定而御異状も有御坐間敷奉存候。小生も未宿痾除却致さず、今朝も西洋按摩療治の方へ罷出、頗りに療養致し居り候得共、未少しの効も無之、殆困却罷在候。中嶋老翁御別邸相伺候由、同人より承り、且御書面も拝受し、先月

末・本月初には御帰りと申す事承知罷在候得共、必ず十日前後には御帰京可被遊事と存居り候処、意外にも早く御帰り相成、明夕は積る御話可相伺と相楽み罷在候。先は御受旁忽々拝具

八月七日

大木様

秀臣

〔注〕封筒なし。

⑩ 416-14

明治 年10月5日

拜啓 先日より御風氣之由、何分時分柄随分御大事奉禱候。小生も今又咳喘差起り今日共迄養生致候得は可然存候に付、明日午後五時より参上可致筈、又其御方に而明日迄御氣分あしければ明後日参上致候而も可然に付、其御都合は為御知被下度奉願候。兎に角不氣候の折柄に付、無理押不被遊候様存候。先は貴答為可申陳勿々拝具

十月五日

大木様

秀臣

〔注〕封筒なし。

⑪ 416-8

明治 年10月6日

拜啓 御風氣御平癒不被遊候由、随分御大事奉禱候。小生も昨夕より又々熱発、今日は御断仕度候付、蒲原迄申置候付、同氏より同断の積りに而別段御断不申上、然る処、態々為御知被下、重畳恐入候。小生明後日当りは外出仕候様可相成存候付、其上御伺可申陳、先は御断り旁勿々

十月六日

大木様

秀臣

〔注〕封筒なし。

⑫ 416-10

明治 年10月8日

御手簡拜誦仕候。尊台今以御全快無之由御笑止の事に存候。猶御大事奉禱候。扱小子儀も一昨夜より非常に熱発、殊に咳喘烈敷、一睡も出来兼候状況に有之候。此回は医師より小言を云れ、殆不養生一言も無之、三日紅葉館へ参り、四日は私宅に於而無扱十時過迄主人役致し、其後五日も無扱事故に而臥床を出て、夫是れの為め跡戻りを為し候事は覚悟候得共、畢竟頭腦^{マダマ}の為め臥床養生困難に

付、如此惡結果となり候。右之次第に付、明晩迄は参上無覺東候間、先御断り申上置候。彼の儀に付而は蒲原に而も御含め御差遣被下候半は同氏と面談仕申上候事に致度、仮令十日不参仕候半は提議にも相成間敷と存候付、明日之処御断り申上候。拜具

十月八日

大木様

秀臣

〔注〕封筒なし。

⑬ 416-9

明治 年10月13日

昨夜は深々御礼申上候。今朝は早々深川へ面会、土岐邸買入も多分破談模様付、左すれは一寸急金無之訊に有之、依而佐賀地所も明春迄差延度由に付、其積り相成度旨申入置候。外又当秋不作未収納の儀も能くきまりをつけ、其上に而御引譲り致度考案旁に而、明春にと差延候由に付、先日之末も有之、金調方頗る關係致候儀に付、先日來右申入候筈之処、病氣に而延引致候段申入候外、別に何とも相談致候儀無之候付、左様御承知被下度、右御返事迄勿々

十月十三日

大木様

秀臣

追而、深川は平然たる様子に而、別に氣嫌を損するの何のと云ふ様な氣色は更に無之、御心配は御無用と存候。

〔注〕封筒なし。

⑭ 416-4

明治 年11月6日

拜啓 不相替不勝之天氣御坐候処、益御健全奉賀候。陳は本日午後五時より御邸参上候様御示の儀委細拜承仕候。是非参上可相伺、先は御請迄。書外は拜姿可申陳候。拜具

十一月六日

大木様玉案下

秀臣

〔注〕封筒なし。

⑮ 416-5

明治 年11月18日

拜啓 不相変不順之氣候御坐候処、先々無御滞御帰京被遊奉珍賀候。不日御帰りと之由承り、夫故書中に而御伺

不申上、御無礼罷在候。明十九日午後參上可相伺、且又種々何より珍等敷御肴沢山御恵被下、一同拝味可仕、いづれ明日參上御礼可申上候得共、先御請迄申上候。拙生には此の氣候に而疼痛愈強く、今日は猶困却罷在候。閣下には此際能御帰京被遊候事と存候。何事も明日可相伺候。拜具

十一月十六日

秀臣

大木様玉案内

〔注〕封筒なし。

⑩ 416-15

明治 年12月5日

拜啓 過日来間々參上、御馳走相成、深々御礼申上候。就而は無存懸余り御隔意之御仕成に預り閉口致より外無之、いづれ參て以委細可申上候間、暫時御預り申上候。書外勿々拜具

十二月五日

秀臣拜

大木様

追而、昨日来両度長森被為尋候得共、始終行違相成残念の事に存候。且又紙面上少々受取り兼候意味も相見候に

付、折角問合せ心得に御座候。此段申添候也。

〔注〕封筒なし。

5 玉乃世履書翰

① 424-3

明治 (4) 年9月20日

一輪拜啓仕候。御起居御安泰に可被為在と奉恭賀候。然は過日供電覽置候農政本論御見明に被為在候得は御返却被下間敷哉、奉伺候。実は今般小生旧藩同社塩谷鼎助と申者、福岡県大參事拜命仕、明廿一日当所出立、赴任仕候付、右之本論差遣候約定仕置候間、不悪御寛恕可被成下候。右申上度書外拜謁之刻申上残候也。頓首

未九月廿日

即刻返済 謹之存

緘

玉乃世履

大木文部卿公閣下

〔注〕卷封。塩谷処(しおのや・さだむ)はもと長州藩士。玉乃と同じく支藩(岩国)出身。通称は鼎。

② 424-11

明治10年7月25日

謹啓仕候。御退出被遊候後、約束之手続通り順序に従ひ詰問仕候処、遂に暗殺之事柄詰問仕候処、別紙之通り大江より申立、林在処に於而は自分は承り候覚へ無之のみ申立、外には何とも不申立、格別気張り候申立も相見へ不申、色々詰問仕見候得共、結局別紙之通りに御坐候間、無抛六時前に至り打切り申候。此上之処は何分之御差図被仰付被下候様奉願候。委細は明日御出願之上御伺可申上候也。

十年七月廿五日

大木司法卿公閣下

玉乃世履

〔注〕封筒なし。別紙なし。

③ 424-6

明治(11)年7月11日

紀尾井坂一件擬律今日中に取調へ御伺可仕と申上置候処、種々入組候事件に御座候間、別紙九名出来候間、差上申候。残十九名之分遣も今晚之擬律には相成兼候。若又徹夜に而擬律仕候時は明日之審問出来兼候間、此段申上候に付、可然御聞置被遊被下候様奉願候也。

七月十一日

大木司法卿公閣下

玉乃世履

〔注〕封筒なし。

④ 424-5

明治12年12月10日

過日略申上置候通、来十六日午後第三時より弊宅江御枉駕被成下候様奉願候也。

十二年十二月十日

大木司法卿公閣下

玉乃世履

〔注〕封筒なし。

⑤ 424-1

明治(12)年12月17日

法律語彙首卷一冊正に拜受仕候。柳原へ相渡可申候。右字書に付、縷々御垂示之趣感佩仕候。一々無遺漏柳原へ伝へ可申候。御安意被遊候様奉願候。右御受迄奉得貴意候也。

十二月十七日

大木司法卿公閣下拝復

玉乃世履

〔注〕封筒なし。

⑥ 424-8

明治13年5月24日

華翰奉拜見候。民法草案御会議日之義は一同来廿六日と相心得居申候間、同日に登院仕候。此段御答申上候也。

十三年五月廿四日

大木議長公閣下

玉乃世履

〔注〕封筒なし。

⑦ 424-7

明治15年5月16日

御手教之趣委細拜承仕候。明日出院之上取調仕り、早速に可申上候。右御受迄奉得貴意候也。

十五年五月十六日

大木司法卿公閣下

玉乃世履

尚以、別昏御返上仕候也。

〔注〕封筒なし。

⑧ 424-2

明治15年8月12日

華翰奉拜見候。然は琉球人死刑批可見合之儀御内諭（ウチノコト）之趣早速に取調候処、関判事掛り之件に御坐候而、只今審理中に御坐候而、批可之草案もいまた出来不申候付、仮令見込出来候とも発付之義は見合置候事に書記に申聞置候儀に御坐候。

右之趣（ウチノコト）出生出勤仕候節は委細可申上心得に御座候処、一兩前より連日之腹瀉仕り不参仕候間、右之申上延引に相成候内御尋被成下、恐縮之至に存奉候。此段御答旁奉得貴意候也。

十五年八月十二日

玉乃世履

大木司法卿公閣下拝復

〔注〕封筒なし。

⑨ 424-9

明治 年1月24日

華翰拜読。縷々御教示之趣奉謹承候。然は独逸国民法聴訟之手続に付、条約御取極之義に付、御垂問之趣は日本

と独逸と之多国間に於て公平之權利を有し候事に相成候事と奉存候。右に付、周密御行届被遊御注意之段奉感佩候。決り御懸念之筋無御坐候御事と奉存候。此段小生之愚存奉申上候也。

第一月廿四日

尚々、過日御教示被遊候独逸国官員聴訟席江陪坐之義に付而条約中之一章を刪り、別に聴訟席外人傍聴之明許を御布告被遊度事件に付而は右御布告之前方に日本人も傍聴明許之御布告被為在候段緊要之御事歟と奉存候付、山田太輔殿迄申上置候付、定而御聞取可被遊とは奉存候得共、為念申上候也。若も外國人之傍聴御免之御布告を先にし而内国人傍聴之事後に相成候時は例之民間に而政府之隙を伺候もの共之に乘し議論を生し可申歟と奉存候。此段も申上添候也。頓首

大木司法卿公閣下拝復

玉乃世履

〔注〕封筒なし。

⑩ 424-4

明治 年7月4日

昨日は御枉駕被成下、誠に難有奉多謝候。然は別紙林少輔之書状之事、昨日と可奉申上候処、其間隙を不得候に

付、今日差上申候。書中之長谷川事は過日御宅に而外務卿より御願申上置候人物之由に御座候。右申上度奉得貴意候也。

十二月十九日

玉乃世履

大木司法卿公閣下
尚々、公証人規則之事長森より昨日承り唯様遅延に相成候段奉恐入候。今日長森を差出申候。此段も添而申上候也。

〔注〕封筒なし。別紙なし。

⑪ 424-10

明治 年8月25日

謹啓仕候。然は先刻申上置候裁判書草案極密御内覧に呈し奉候。

右は事実弁論も未だ決了に不至以前之見込に有之候間、字句間及び行文之内にも改正之廉も可有之と奉存候得共、刑期之処は今日之論定に御座候間、其御積に而御内覧早々御下附奉願候。為其奉得貴意候也。

八月廿五日

玉乃世履

大木司法卿公閣下

〔注〕封筒なし。別紙なし。

⑫ 424-12

明治 年 8月28日

謹啓仕候。然は唯今法律適用之弁論も終結に相成、右申渡も相済申候。就而裁判言渡之期に臨申候。

右に付而は先日御内覧に供候事件に付、何卒午後に相成候而も宜敷御座候間、御出省之程御待申上候。何分之御答奉待上候也。

八月廿八日

玉乃世履

大木司法卿公閣下

尚以、判檢事共打揃滞院罷在候間、此段も申上候也。

〔注〕封筒なし。

6 西潟訥書翰

① 296-5

明治 (3) 年 6月17日

恐懼再拜奉啓上候。私義一昨日以来尚又腫瘡相発、起居不自由、歩行難渋仕、何分出府難叶、奉恐入候得共、今一日御暇被仰付度奉存候。此程御沙汰御座候遊郭移轉之一

件、大藏省諸君より定而御決答相成候義かと奉存候。然

上は早速遊女屋盟へ相達申度、旁今日は是非出府可相伺之処、前文之次第心中不安、甚恐縮罷在候。明日は何れにも相達し候手数に可仕奉存候。乍併大藏省より御答之模様因、御差支筋御座候哉、虫損之愚情不顧恐、以書中奉伺候。一筆之御示教相賜り 虫損 千万難有可奉存候。恐懼再拜

六月十七日

大木大参事閣下

〔注〕封筒なし。

② 296-6

明治 (4) 年 5月7日

前越後府八等官

新発田藩

窪田忠司

午廿八才

此者粗大義名分を弁、良人情・世態に通し少しく文字も有之、市政、地方会計等何れへ御用有之候とも相当御用便に可相成奉存候間、御用場も御座候は、先卑官江御採用

虫損 いたる

御試有之度奉存候。謹言

五月七日

西潟いたる

〔注〕封筒なし。

加筆相願度奉存候。尤少々陳述仕度節目も御座候間、明後日早朝參殿可相伺奉存候。右恐入候得共、以書中奉申上候也。恐々頓首再拜

明治六年十一月二日

訥（花押）

大木參議公閣下

③ 296-3

明治（5）年11月14日

柳原外務大丞

此人才学兼備、華族中には殆傑出、前以訥益友に御坐候処、支那行以來頻りに欧州留学之志望有之、且は閣下之高明に服し、旁に付、謁見相願度趣を以、可相成御故障無之日時窺呉候様下官江依頼仕候。御接待相成候共、決而御款徳は有之間敷奉存候間、參館可然日時御示被下置度奉伺候。謹言

十一月十四日

訥再拜

〔注〕封筒なし。

④ 296-2

明治6年11月2日

過日御賢慮を得候官費生規則再調之上入御覽候。十分御

〔注〕封筒なし。文部省野紙使用。

⑤ 296-1

明治 年11月20日

謹啓

其後は久々不奉窺御起居多罪々々、只御海容奉祈候。陳は過般請願仕置候楠公之詩、或は文章御染筆之義最早出来御坐候は、御付与被成下度奉存候。若又未た不被遊候は、白絹之儘御下渡被成下度候。一と先つ彼方へ返脚可仕奉存候。此段御聞届奉願候。

一、古今道を行ひ名を揚んと欲する者、必一世の識者あつて己を知らん事を企望す。故に古聖尚己を知る無の歎あり。蓋千歳の下知己に遇て名益著はる、もの有と雖、惟ふに此世にあつて其人に遭、其志を達するに如ざる事遠し。毛利元就居常言あり。曰、智万人に勝れ天下□治亂世の盛衰を心に掛るものは世に生れて真の朋友は一人

も有へからず、千歳の前、千歳の後に真の友は有へきなり。是必一時に生れなは人を害するか人に害せらる、か二つなり、二人和睦して世を治んに於ては万代安堵四海泰平と称する世あらんと。此人酒を酌み快を執る毎に柱に倚り空を眺んで必此言を為、是亦当世真□友なきを歎せるなり。

閣下今日に在て果して真の友ありや否や、不敏訥か如き浅劣固陋素一世の英雄を友とする意なしと雖も、雁は雁を以て友とす、亦真の友なき事如此。読書写字の暇酒を酌み快を執ることに必元就の言を誦せざる能はず。然りと雖、不敏訥か如き、幸なるかな其師は既に有之、是則ち方今一世の識者にして訥か人と為を知る事甚明なれば、敢て必しも百世の後千歳の久しきに待つことある事なし。(識者の姓名を指言せず。妙々)。惟未た其道を行ひ其志を達する事能はず、之を以て遺憾とす(自負亦甚。呵々)閣下乞ふ、憐察を垂れ賜ひ。

十一月二十日

訥謹言

大木参議公閣下

〔注〕封筒なし。

⑥ 296-4

明治 年12月19日

尊書之趣承知仕候。只今開庭之時刻既に原告人出庭致候次第に付、参省難仕、依而午十二時より一時迄之間に拝謁可仕奉存候。且又石炭坑一件今明日引継対審、猶原・被之都合に寄、来る廿四日对審之約束相成居申候。証拠同殊之外日間取、未た原告申立不相済、到底原告申立不相済間は見込も相立候義難出来奉存候。右得貴意度如此に御座候。敬具

十二月十九日

司法卿閣下

西潟訥

〔注〕封筒なし。

7 三好退蔵書翰

① 241-2

明治(9)年3月9日

明後十一日(土曜日)正午久保町売茶亭に於て午餐に陪する一栄を得度候間、御退出掛御光駕可被下候。孰れ今夕拝芝御願可仕筈に有之候得共、御用御操合御都合も可被為在と存じ候間、此分以書中御願申上置候也。

三月九日

三好生

〔注〕封筒なし。

② 241-14

明治(9)年9月6日

其後思ながら御無音打過ぎ候内、炎熱已に去り残暑御坐候処、相変らず益御清健御奉務ならん、千万拝賀。降て私義依然頑健、此間大塚所長出京中に而日々出庁、一層勉勵従事罷在候。幸に御省念可被下候。尤別に困難事も無之、不肖ながら今日に至るまでは裁判官の体面を汚し候様の義は決而振舞致さ、る心得に御坐候処、過日橋華新聞の社告に鹿兒島県にて裁判官汚辱を被らされたる咄并評と記載有之、甚不審に付、早速大塚判事其外江も申遣し、屹度取糺しを受け度、且つ該新聞記載の始末詳細報知を得度申送り置き候処、其後の雜報に、検事局の糾弾する所と相成り候段相見へ居候に付、聊安意罷在候事に御坐候。小生にも兼て覚悟罷在候通、仮令一身の死生に關する事あるとも、名義之在る処、条理之存する所は奮進勇往、裁判の法を究し候心得に有之候間、必ず深く御案じ被下間敷奉存候。去りながら別に所長の在るあれは代理官の私、彼是心配の義も少なからず候間、一日も速に帰任有之度旨、追々大塚江申送り候得共、大山県令出

京までは留京罷在るへき旨御達し相成候趣を以て、今尚帰職不相成、何等之御用かは固り難測知候得共、県令の内務に提喚せらるゝは定て行政上の便否を審議せらるゝの爲めなるべし。然らば則裁判官の与り知る所にあらざるは固り論を待たす。況んや鹿兒島裁判所長の太塚五等判事は同県行政上の可否得失を弁論するか爲めに出京せしに非らず。裁判上の疑条弁明其他事務上一二の案件御指揮を乞はんが爲めに閣下に謁したるに非らずや。然るに其主として決を乞ふ所のは未た一の確たる指令を得るに及はず、早既に二ヶ月の久きを経て任に歸らざるのみならず、県令の出京追徒に京地に留まるは愚未た其何故なるを知らず。然れども、

閣下の鄭重審密を以て此の留京の命を下す、必ず行政・司法の事務相関渉するものあるを以て判事を留めて県令の出京を待たしめざる可らざるの事情あるならん。此れ亦不得已の勢に出るものなるべしと雖とも、蓋し地方之事たる、甚た緩なる可らず。又甚た急なる可らず。風俗に險夷あり、人情に開否あり、県治も亦隨て東西南北小異同なきを得ず、此れ亦勢之避く可らざるもの、其局に當るもの、苦心実に可想、其情実を詳にし其事由を明にするに非らざれば其可否得失を論する能はず。況んや局外の人新に此境に入り皮相に驚き、耳食に怪み県治の如何を速了するとき、啻に其実を得ずして無益なるのみ

ならず、其影響の害勝て言ふ可らざるものあらんとす。当路の君子深く此に思はざる可らず。顧ふに閣下閣下の聡明飽聴て飽察し、信すへきを信し取るへきを取るを以て其誤なきは万々之を保証すと雖とも、退蔵任に此土に來りしより日尚浅しと雖とも早既に七閏月、其間始め疑つて後信し、前に安んじて今驚くもの往々有之、此れに由て之を考れば明察如火、探偵如神ものと雖とも、固り其誤謬なきを保つ能はず閣下少く意を此に用ひ其聞くへき者を聴き其捨つへき者を捨て、司法部中の人をして行政の権を侵さ、らしめは独り吾輩法官の幸のみならず、実に県国四方之幸なり。退蔵懇切祝望の至りに勝へず。余は後鴻に譲り此分要事のみ匆々如此御坐候。誠恐頓首

九月六日

三好退蔵

大木卿公閣下

二啓 時尚残炎錦地も御同様の義と存申候間、為邦家折角御自愛專要奉存候。不備

〔注〕封筒なし。

③ 241-1

明治(9)年 月 日

旧名東県七等出仕

兼任七等判事

山本昌行

右は司法省設置の際より刑事裁判に従事、且つ数年山梨裁判に在勤、事務に熟達せる事、方今多く其比を見ざる位の人物に付、小官より追々本省江申立候央、富岡権令より掠奪せられ候義に付、此節廃県に付ては定て富岡より返還相成候事とは存じ候得共、万一県と共に廃官相成候而は残念の義に候間、七等判事に専任せられ、他の裁判に在勤命せられ候様有之度、此分下官より遮て建言仕候也。

三好退蔵

大木公閣下

〔注〕封筒なし。日付なし。

④ 241-10

明治(10)年5月17日

其後退蔵は長崎江赴きたる處、征討惣督よりの別御用申來り熊本江至る。それより此地出張を命せられ昨日大分県庁に着せり。日向地の賊已に豊後江進入、竹田江屯集するもの凡そ八百、其中式百名程昨日大分江襲來せしが、県庁巡査と浅間・孟春二艦の水兵を以て旧城の四方を守り、警備嚴なるを以て賊敢て迫まらず、路を転して今午前三時

頃警視隊の鶴崎にあるものを襲ひ互に死傷あり。それより賊は戸次駅に引揚げたり。警視隊は益春艦を以て大分に送り來れり。竹田にある賊は九住菅生マヤすこう(肥後より豊後に至る路なり)を押へ、熊本官軍の応援を絶つ。各処出沒頗る猖獗を極む。然れとも大分県の兵備漸く整ひたるに由り即今憂なし。日向地方の義は未だ確報を得ず。右昨今豊地の形状なり。匆々

五月十七日

三好退藏

大木大老爺閣下

〔注〕封筒なし。熊本裁判所管内大分区裁判所用箋使用。

⑤ 241-5

明治(10)年10月26日

其後絶而御無音失敬奉存候。降而私義も本月十日を以て熊本出張所の事を終り、十三日に長崎に引取り候処、熊本出発前より外邪に感し居、今以全快に至らず療養罷在候次第にて、其時々事務上の御通報も心に任せず、等閑に打過き、何共恐縮の至りに有之候。此の程稍快方にて出庁は致し候間、乍憚御省念可被下候。偕候時事務も追々相運ひ候に付、本月中には此地の事を畢り、来月初めの郵船よりは帰航の一事に可相成と奉存候。小畑判事は京

師にて有馬藤太取札之義有之、本日の郵船にて出京致し候。石井竹之介も遂に本日斬刑に処せられたり。熊本の池部いけべ吉太郎も同様なり。坂田諸潔・後藤準のり平兩人は去る廿二日を以て斬に処せられ候に付、右等の口供も写取、御覽に入れ候積の処、未だ写方出来不申候間、孰れ其内写取り御廻し可申上候。岸良検事長を始め、各地出張の官員は残らず此地に引揚げ來り、今は鹿兒島・宮崎等より罪囚相廻り候を相待つのみに有之候。尤口供は各出張官帰任の日其結したるに由り、着崎次第処断の運ひに有之候。熊本人にて桜田惣四郎・松浦新吉郎・大里八郎三人は斬なるべし。其他は総懲役十年以下のものなり。余は不日拝芝万屢可申上、此分要詞のみ申上度、匆々如此御坐候也。

十月廿六日

三好退藏

大木公閣下

〔注〕封筒なし。坂田諸潔・後藤純平は明治10年10月22日、桜田惣四郎・松浦新吉・大里八郎は同年9月30日、薩軍首謀として斬刑に処せらる。

⑥ 241-8

明治(12)年6月15日

本庁改革之義に付、過日御内諭之通御処分被下候に付、昨日朝比奈判事等へ御詞令を伝へ、波多野江任官の御封事相渡し候処、孰れも意外の模様にて、庁中之か為めに慄然人心一變の善表を卜し申候。此勢を抜かさず判任の黜斥、等外吏の撰擢を執行致し度候に付、該書面書記官へ向け差出し置候間、至急御指揮被下度拝願仕候。此機会を誤らず信賞必罰の典相行はれ候へは、宿弊を一洗するは固より詮なし、人心振興一層の実効を奏するは決して疑を容れずと存候。兼而申上置候通、下官自ら此事を發して閣下の明断を煩はせり。故に此後を善くするに付而は誓て閣下の御配慮を煩はさ、る様注意罷在候。御咲領奉願候。余は拝謁の時に譲り不取敢此段申上置候也。

六月十五日

大木司法卿殿

判事三好退蔵

〔注〕封筒なし。横浜裁判所用箋使用。

⑦ 241—7

明治(12)年 月 日

大木公閣下

三好退蔵謹上

下官任に横浜に赴きしより庁中の事一切旧貫に仍り百事

新に着手するを為さず、専ら事務の緩急疾徐を觀察せるに従事せしに、頃者大に覚る所あり。宿弊を一洗し庁務を更張せざる可らざる所以の者を見出したるに依り、直ちに奔て之を閣下に訴へ、以て鄙見の概畧を上陳せしに、閣下の聡明啻に下官の獻議を採納せられたるのみならず、能く一斑を以て全豹を洞悉せられ、示すに信賞必罰の語を以てせらる。下官復た更に言ふべきものなし。只感喜退て命の至るを待つべき耳。然るに、

閣下尚好て人に取り書面以て下官の意見を詳悉すへき旨を命せらる。下官豈叩て之を竭さ、る可んや。抑言行は君子の枢機、人の悪を揚るは道德の忌む所なり。然れとも局に当て利を起さんと欲する者先づ其害を除くは古今の通規、四兇除かされは虞治決して得可らず。孔丘も豎子を誅せずんは焉そ三月にして魯国を治るを得ん。聖者尚且然、況んや其他に於てをや。此れ下官か別紙を具申して直言極論毫も忌憚せざる所以なり。閣下果して下官の言を信用せは伏て乞ふ、疾雷耳を掩ふに及はざるの一挙、明裁あらん事を。若し然らずして朝に一を施し夕に二を行ふの所為あるときは、啻に宿弊を一洗し庁務を更張する能はざるのみならず、人心疑懼、満庁の紛擾復た拾取す可らざるに至らんとす。古人有言、兵は拙速を貴ふと。事皆然り、豈独り兵のみならんや。

閣下幸に諒し玉へ。惘々之至に任へず。誠恐頓首

〔注〕封筒なし。日付なし。罫紙使用。

⑧ 241-4

明治(15)年3月26日

香港より拜啓。益御清健奉賀候。降而私義海上無滞、去廿一日着港、其翌廿二日より広東江赴き昨日帰港、明日出帆の仏蘭西郵船に搭し印度洋に向候積に御坐候。伊藤参議を始、一行無事に有之候条、乍憚御省念可被下候。横浜を発してより日本海・支那海共至極平穩に而誠に好都合に有之、広東行も天氣宜く充分見物も出来申候。尤別段至急に申上候義も無之候間、他日其事項を記し御参考に供し候事も可有之と存候。其分御承知可被下候。偕出立前には御暇乞として参堂の心得に有之候処、多忙中不能其義、且つ横浜に於而出船の期御目に掛り候積に候処、荷物の義有之、参議の着前に乗船致し候処、舟中の混雜にて終に再上陸するの暇なく、遂に挨拶別を告るの機を誤り、其儘出発致し候段、失敬の罪謝するに辞なし。幸に御宥恕可被下候。実に此節の義は非常の御尽力を蒙り、積年の宿志を達し候義に付、自是当さに奮進勇往尽す所を尽すへし。群鼠江に飲む、要満腹に過ぎず、退蔵の頑鈍、見聞の足らざる、其得る所固り可知と雖とも、精神一到事皆成の道理も有之候へは、他日の成果如何は他日

を期して命を請ふ所可有之、今日は只一線の進路を奮前罷走候条、其分御領了可被下候。余は追々可得御意、此段要詞のみ如此御座候。誠恐謹言

三月廿六日

三好退蔵

大木公閣下

二啓 時下折角御自重専要奉存候。細川・岸良の両輔江別に呈書致さず候間、乍憚御序宜く御致声被下度奉願候也。

〔注〕封筒なし。

⑨ 241-11

明治15年6月7日

拜啓 益御清健奉賀候。降而私義途海無恙去月十六日伊藤参議と共に当府へ到着仕、此程取調上にも着手勉強罷在候条、乍憚御省念奉願候。勿論当府江着後、早速左右も可申上筈に有之候処、熊野敏三の義に付、少々不決定の義有之、今日迄遅延に相成候段幸に御宥恕可被下候。

熊野生の義に付而は兼而高論の趣も有之に付、仏京江参り候は、充分の補助を得候事と存し居候処、当府に於而先づ取調に着手致し候事に相成候間、伊藤参議江稟議の上、一旦熊野を当府江喚寄せ取調上の義に付、相談を遂げ候事に相決し、当府江着後参議の命に依而電報を發し候処、去

月廿七日熊野敏三当府江罷越候に付、委曲面談致し候。然るに同人は是迄仏学に従事致し候事故、独乙の言語・文字は少も不相学候に付、本地に於而取調上の補助致し候義は出来難く、勿論本地の法律家は孰れも仏語に通し居候趣に候得共、裁判上実地の取調に至ては法律家のみ質問致し候都合には参り兼候に付、到底当地にて用弁致し候義は無寛東旨申出候間、当地の模様万端公使其他江も協議を遂げ候処、青木公使の指示に依り当地の私費生徒にて法律学課を卒業したる本多保直を以て取調の用に供し候事に相成、加ふるに公使館の書記生棚橋軍次も嚮きに警視官及邨田等渡航の節通弁致し候縁故も有之に付、取調上の補助為致不苦との義に有之、実に意外の好都合を得申候。就而は熊野を此地に留め置き候は無益の義に付、尚又伊藤参議江稟議の上帰仏致し候事に取計申候。勿論同人義は本年二月満期帰朝可致筈に付、学課試験等の義は疾くに相済み居候事と信し居候処、本人より承り候へは未たドクトルには不相成候趣、尤今一度試験を経候へは卒業に相成候段申出候間、此節帰仏致し候上は是迄の順序を逐ひ試験を受け候様勉強致し、司法卿の命令を相待ち候様可致旨申聞け置き候。因て熟考仕候に、当地取調上の義は前陳の如く本多・棚橋兩人の補助を得、既に取調に着手致し候処、兩人共に法律上の学識有之候而已ならず、数年間当地在留の人にして、言語も充分に相通し

候間、充分の取調も出来可申、左すれば出立前御内論の次第も此人等に依而研究致し、高命を辱しめざる様相運可申と相信し居候。勿論当地逗留の日数は未定に候得共、一旦着手致し候上は可成其要領を得候様致し度候間、少くも当年中位は当府江駐在致候事に可相成、左すれば仏蘭西江罷越候期節も愈いつ頃に相成り可申哉、予め想定致し、若し然れば熊野生を徒に仏京に留め置き候は不要の義に可有之歟。尤熊野生をして別に為す所あらしむるの思召に候へは格別の義に候得共、全く小官取調上の補助を為さしむる為めに帰朝御差留め相成候事なれば、前陳の如き事情に有之候間、熊野は更に帰朝御命し相成候方可然奉存候。勿論下官仏蘭西江相渉り候節は補助者無之、不都合なるへしとの憂虞も有之候得共、司法省の生徒にて桑原某なるもの今尚留学年期中に而仏国リヨンに罷在候由、此者江の御詞令も小官持参致し居候故、自然仏京に而便を得されは此者をリヨンより相招き候事に致すべく、若し又桑原に於而修学上等の不都合も有之候は、公使館の書記生なり他の留學生徒の中なり臨時に相雇ひ取調の事業相運ひ候様可仕候間、熊野は速に帰朝命せられ候様有之度希望仕候。

右の如く熊野生江は帰朝命せられ候方可然と云ふ所以は、啻に小官が仏蘭西に赴くの日未定なるを以無益の在留なりと思ふ故のみならず、親く其人に接し親く其語を聞き、

十数日の間臥を同ふして其挙動を視察するに、甚た信を置き難きもの有之候間、一日も早く御喚返し相成り、親く御試用相成候方万全ならんと存候。其委曲は固り紙上の尽す所に無之候間、今茲に云々を陳せず。本人帰朝の上、閣下の御鑑識を以、可然御使用相成度祈望仕候。然れとも前に陳する所は小官の卑見にして、眼光の透らざる所も有之、且つ其間に鑑識を誤るものあるも難計、只々閣下の御参考迄に申上候間、閣下限り御聞置被下、総而高意の決する所を以て御運用被下度取段頓に奉願候。書外後鴻を得て万縷可申上、此分要詞のみ如此御座候。謹言

十五年六月七日

在伯林 三好退藏(花押)

大木公閣下

熊野〔通稱〕は来月試験を受け候様可致旨説諭仕置候。学校も来月迄に而休業に相成候趣、左すれば本年十一月に非らされは試験を受ける事能はさる旨本人より申出候故、前陳の如く申聞け置候義に有之候。

〔別紙〕明治(15)年(5)月()日付大木喬任宛三好

退藏書翰

副啓

四月廿二日埃及に至り同所に一週間逗留、其間府中を巡

覽、立会裁判所等も一見致し候得共、其利害得失を講究する等の時間も無之、且つ別に使用すべき人も無之候に付、当地若くは英仏の中に於而尚事情如何を取調候積に有之候。尤伊藤参議は外務卿兼司法卿なる某氏に面会せられ、粗其国情を聞き得られたる赴に有之、司法上に係る書類も受領せられたるを以て他日其翻譯の便を謀り候筈に御座候。

四月廿八日午後参議に従ひ埃及国王に謁見、国王、参議と暫時談話あり(山崎直胤の通弁なり。国王は仏語を善くす)、コーヒーを賜ふ。

翌廿九日埃及、即ちカイロ府を發してアレキサンドリヤにいたる。同処は埃及中の有名なる都府にして、地中海に浜し通商最盛なり。国王の離宮及造船所等あり。且つ同所に控訴裁判所あるを以て(カイロには控訴庁なし。)其結構等を觀覽し、始審の立会裁判を傍聴したり。同府に中二日逗留。

五月二日アレキサンドリヤを發し地中海を航す。

五月五日夜以太利国のナール港に着船、翌六日同所に留り、五月七日ナールを發してローマ(以太利の首府)に至る。一行の諸子に会す。参議に埃及に随ふものは西園寺、山崎、吉田、と小官を併せて四人、其他は先てローマに着したればなり。

ローマに於ては参議も外務卿に面会せられしのみ。逗留

僅に五日、何事も無之、同月十二日該府を發し途中ゼネ
ーブを経て十六日伯林に着す。

ローマ逗留中、大審院、控訴裁判所、初告裁判所等を一
觀し、同府公使館の書記生齋藤桃太郎の補助を得、書記
長某々に就き其梗概を聞き書類を貰得たり。

伯林江着後は一時混雑したれとも、別紙に陳する如く公使
の指示を得、補助者を得たるに因り、日々取調に従事罷
在、追々実地取扱の人に就学致し候目的に有之候。

今日迄の大略右の如くに御座候。其詳細の如きは今日之
を尽す能はず、追々御報知可仕候也。

三好退蔵

大木殿閣下

○日本に事情を報道するは参議の忌む所なるを以て目今
閣下に云々する所のもは事大小軽重となく閣下の眼に
入て閣下の口に出てざるを祈る。

○伊藤参議は目今青木公使の伝訳を以て当府有名の学者
グナイストに就て国法上の論説を聞き居らる。其他の隨
行員は皆別々に取調に従事せり。

〔注〕封筒なし。熊野敏三は司法官僚・弁護士。明治16年
7月帰朝、明治32年10月26日歿。

② 241 - 16

明治15年10月7日

別冊は翻譯甚六ヶ敷、其意味を尽し兼候得共、頗る有用
之論と存し候に付、御参考に供し候。勿論此次篇も追々
〔淨写の上御覧に入れ候積に付、宜く御取捨御読了可被下
候也。〕

十月七日

伯林 三好退蔵

大木殿閣下

〔注〕封筒なし。

① 241 - 12

明治(16)年(1)月 日

謹而新禧を賀す。

益御清健奉賀候。降而私義無恙罷在候間、乍憚御省念可
被下候。然は昨年御呈送仕候グナイスト氏政体之続き并
に行政史共呈送仕度内意に有之候処、参議壇都行に而其
続を得る能はず、行政史の方も訳者の差支に而効果を得
ず、且つ秘密を旨と致し候事なれば、充分に働きを為す
能はざる事情有之、遂に御無音今日に至る、幸に御宥恕
可被下候。別冊は未完全のものに非らず、且つ格別の事
も無之候得共、幾分か御参考に相成候義も有之候半と存
じ候に付、呈送仕候。勿論昨年申上候物と全く御秘閣被

下度奉願候。此続きは追々呈送の心得に有之候。
書外後便を期し此分勿々如此御座候。勿恐頓首

〔注〕赤インクにて筆書。封筒なし。日付なし。

⑫ 241 - 9

明治(17)年8月20日

其後絶而御無音罷在候処、益御清健ならん、敬賀此事に御座候。降而私義依旧頑健、前業に従事罷在候処、追々滞欧の期限相満候に付、別紙写の通、司法卿江願書差出し申候間、閣下に於而御差支無之候は、如何なる辞柄を以てなりとも御都合次第司法卿江御願談被下、別紙願意相達候様御斡旋被下度奉伏冀候。勿論今日に於而は閣下に対し右等訴願可仕筋に無之候得共、退蔵の今日ある所以のものとは全く閣下の御尽力と愛護に因るものなれば、表面の順序と公務上の関係は前日と大に異なるものあるに拘はらず、知己の恩遇に報答せんと欲するの徳義心に至ては毫も前日に異なるものなき而已ならず、益其本を思ふの情切なるを覚へ候次第に有之候間、閣下幸に退蔵の平生を御憫諒被下候は、尚此上の御斡旋御尽し被下度奉願候。実は先般呈送致し候書類の順序を履み、当宇国行政一般の組織より行政裁判の手續に至る追追々取調へ候に付、御参考に相成候義は一日も速に御内覧に供し度念願に候

得共、浄書に至る迄の手續容易に無之、一刻価千金の思を為し候次第に付、思ながら浄書遅延に相成り、今尚其次巻を呈送するに至らざる段、幸に御諒察可被下候。勿論随而聞けは随而其意義の深遠なるに感ずるものあり、随而益疑義を生し欧洲文明の原因は皮相目撃の能く洞察し得へきものに非らざる事を知了したるか如く相覚へ申候。

就而は尚一層其原因を探らんと欲するの企望を抱き候次第に有之候間、此上の滞欧を請願するは無厭の欲を逞ふするに当り候得共、退蔵の中心他物あるに非らず。最初に閣下に云々せし区々の宿志を遂げんと欲するのみに有之候。尤晩々此学に従事致し候義に付、青年書生の進歩に比すれば甚た遅鈍なるを覚へ候間、到底全き物には相成る間敷候得共、唯従來の経験に依り感応の一着に至ては、或は青年学士に譲らざるものあるへしと信し申候。唯此一事に付、帰朝拝接の日は親く所思を呈露して万縷高教を仰き度、今より企望罷在候事に御坐候。此間感ずる所あり、詩に似たるものを製し候間、序に任せ別紙に録し呈上致候。御叱評奉願候。

書外後鴻を期し此分要詞のみ御願申上度、勿々頓首

八月廿日

大木殿閣下

在伯林 三好退蔵

二啓 時下酷暑折角御自愛專要奉存候。
当境別に異事なし。陸軍卿も目今当府滞在中に有之候也。

〔注〕封筒なし。別紙なし。

⑬ 241 - 6

明治 年1月18日

貴書拝読。謹而來示を了せり。過夕は突然蕪書を呈して非常の内願を為せしに付、思召の程も如何と恐縮罷在候処、啻に叱斥せられざるのみならず、機会次第御斡旋可被下との御懇諭を辱ふし、雀躍感佩之次第に御坐候。就而は猶来る廿日夕刻御引接を賜ひ候旨敬承仕候。然る処、該日は預め約諾致し置き候義有之、何分夕刻昇堂難仕候間、其朝御出仕前参殿可仕候に付、少時間拝謁御許し被下度奉願候。実は過夕一緒に呈上致し置候書類の義に付、一書を呈し度耳に有之候間、別段至急を要する義にも無之候得共、別に御支不被為在候は、一寸御引接可被下候。尤其朝御差支被為在候へは又重而拝趨可仕候間、別段御答を煩はし不申候。此段御承領奉願候。書外拝接万縷可申上、此分貴酬願用を兼ね勿々如此御坐候。誠恐頓首

一月十八日

大木公侍史

三好退蔵

〔注〕封筒なし。

⑭ 241 - 15

明治 年3月6日

益御清健奉賀候。然者其御主人様江拝謁仕度義有之、本日兩度参上致し候得共、御不在に而拝謁を遂る能はず候に付、明日午前九時前に参堂拝謁奉願候心得に付、別段之御差支不被在候は、面謁御許し被下候様御願置可被下候。若明日午前九時御差支の義有之候は、明日之内何時参堂仕候て可然哉、御伺置可被下候。此段御手前様迄御依頼申上度、勿々如此御坐候。誠恐頓首

三月六日夜認

大木公執事御中

三好退蔵

〔注〕封筒なし。

⑮ 241 - 13

明治 年9月9日

拜啓 益御清健奉賀候。然者今般司法卿よりは迄調了の分追々差出し可申旨達し来り候処、浄写致し置候分無之、困却に付、先般閣下の御手許に呈上致し置き候

秋天須多因氏

国法講義 第一卷

を不取敢司法卿江呈出致し置度候間、右書卷御覽濟に候は、小生の親友なる岩邨兼善江御渡被下度奉願候。同人は沈密なる人物にして他に漏洩の恐れ等一切無之候間、其辺御安神の上御面接被下度奉願候。書外後便方可申上、此分要詞のみ。勿々頓首

九月九日

三好退藏

大木殿閣下

〔注〕封筒なし。

① 241 - 3

明治 年 11月14日

益御清健奉拝賀候。然は此品甚如何敷候得共、此程持参致し候間、御一咲に供し候。御叱留被下候は、大幸候也。

何れ其内昇堂万縷可申上、勿々頓首

十一月十四日

三好退藏

大木公下執事

〔注〕封筒なし。

8 牟田口通照書翰

① 251 - 7

明治 22年 6月15日 (村地正治・久保秀景と連名差出)

謹啓 本日之汽車便に托し当地産物箱入忝個拜呈し置候間、右到達之上御神霊へ御供へ被下候は、本懐之至に奉存候。何卒御落手之上可然御取計被成下度奉願候也。

明治二十二年六月十五日

村地正治

久保秀景

牟田口通照

大木喬任殿執事御中

〔注〕封筒なし。六月四日、嫡男逸太郎死去。

② 251 - 1

明治 (22) 年 12月25日

謹啓

過日は御返翰を辱し深奉感謝候。

明廿五日弥枢密院議長に御転勤相成候段大慶不過之候。

欣喜雀躍之至に候。国家将来之事实に憂慮に堪へざるもの有之、申上るも憚り多候へ共、何分之御計画為国家奉

希望候。得拜謁度事も千万候へ共、山河懸隔又は何とも

難致、乍遺憾此段以書中得御意度、頓首再拜

十二月廿五日夜

牟田口通照

大木伯閣下

御病所未た御全快に至らざすと之御事、誠に御察し申上候。何卒御療養大切に被遊候よふ奉禱候。

三月廿五日

大木伯爵様御錦褥下

〔注〕封筒なし。異筆。

山下再拜

〔注〕封筒なし。

③ 251-11

明治(23)年3月25日(山下某)

其后は御伺を欠き怠慢之罪恐縮措く処を知らず。然は時下逐日温和之候に相成候処、先以増々御機嫌能涉らせられ恐悦至極に奉存上候。扱今般裁判所構成法発付相成、其施行の期も相迫り、付ては近々小生輩之詰替も多少可有之事の風聞承候。素より職を奉する以上は如何なる土地に任命を被むるも覚悟候処、兼て御承知被遊候通り小生義彼の負傷後不健全之身体と相成、若し寒地抔へ転任致候場合に立到らば逆も奉職難叶始末に付、予め其工夫も計画致置かすては不相叶次第に有之、就ては甚以恐縮千万に奉存候へとも、事情御洞察を垂れ賜いて御序を以て前段の内情何卒予め高木検事長へ御内意降し被置度、偏に奉懇願候。先は不取敢御伺旁々右御内願まで早々敬具

④ 251-2

明治(23)年10月21日

謹啓

益御健勝御起居被為在候趣大慶奉存候。通照にも十一日出立之末、去十六日広嶋安着仕候。在京中は不相替御懇命を蒙候段感銘之至、尚此上にも何分之御眷顧に預り度奉希望候。

過般拝趨候節相願候通り通照身上に關する義は何分御高配之程奉依頼候。当広嶋に在ては一家之困難は不及申、官途上甚た不名誉之地位に候へは、今一層名誉之地位に転候様山田伯へ御鶴声被成下度、乍恐縮奉願候。閣下之御一言は大に響き可申に付、甚失礼之次第に候へ共、何卒宜敷奉願候。三好は檢事総長を辞する趣に候へは、其際人練り之都合出来可申敷と存候。時下秋冷之候御保養之程奉禱候。其後御病所は如何被為在候や、奉伺候。

着任早々一書可差上之処、着任之日より事務非常に繁忙、竟に今日迄御不音申上候。忽々頓首再拜

十月廿一日

大木伯閣下

牟田口通照

〔注〕封筒なし。

⑤ 251-4

明治(23)年12月26日

謹啓

寒氣日増候処、益御健勝国事御執掌被為在候趣奉大賀候。扱今日之新聞紙上東京特発之電報を見るに、閣下御事臨時司法大臣之重任に当らせられ候趣、為国家大慶至極無此上御事と欣喜雀躍之至奉存候。此義新聞紙上一片之報道に依り唐突申上候は恐縮千万に候へとも、平素予想する所に符合し、且は企望罷在候末に付、唐突ながら申上候次第に有之、御宥恕被下候は、幸甚。御病所は其後御障も不被有候や、時下寒冷之候御自愛被遊候よふ奉禱候。頓首再拜

十二月廿六日

大木伯閣下

牟田口通照

〔注〕卷封。料紙袖裏「御親展」

⑥ 251-3

明治(24)年1月7日

謹啓

日増之寒氣益御健勝御起居可被為在、大慶奉存候。扱果して司法大臣御兼任相成、大慶至極に候へ共、臨時之御名義にては乍憚不都合と存候。願は臨時之二字は可成急に削除相成候よふ希望千万此事に御坐候。

○所之事も到底此儘にては費多して実無益、形美にして事不整、何とか改良之御処置無之ては叶間敷相考候。

何れ本年三月末には例規会同に付、上京可致候へは、其節夫々可得拜話、今より相樂居候。

不順之候に候へは、御病所御保養專一に奉禱候。草々頓首再拜

一月七日夜

大木伯閣下

牟田口通照

〔注〕封筒なし。

⑦ 251-8

明治 年1月18日

謹啓

當時御繁劇之際毎度御頼申上候も無御煩しく可被思召、甚以恐入候へとも、小生にも情義に於て困却罷在候間、又書中ながら御願申上候。昨日も申上候小倉要平事、既に昨年中本人之存意を問ひ、且大隈先生へも相談に及、夫々支度は相整ひ荏苒今日に至り、其効しを得しめされは誠に以氣の毒千万、且は事と不信義に相涉り(仮ひ不信義に渉るも其人採るに足らされは顧るに足らず。左れと小倉は其人大に採るへき用ゆへき者に於は)今日に至は實に小生の面目只一の小倉は失ふのみならず、大隈先生へも毎度の頼談承諾を得て今日空しく罷過ぎ居候は心苦しき事に有之、旁以此の一条は格別之訳を以何卒御採用被下候様偏に奉希候。此の大御変革の際申上るも御思召如何と存候へとも、右之次第之情實にて小生にも甚た困却案痛の場合、已を得ず此段相願申候。頓首

一月十八日

通照拜

〔注〕封筒なし。

⑧ 251-9

明治 年 3 月 7 日

謹啓

過日拝趨候節差上候愚案書之中課長副と書載いたし置候

処、尚熟考候に、課長副之字いまた適當ならず、少しく字病あるに似たり。因て某課助と改め候方可然存候。又課に必ずしも副とか助とか之名称無之候ても差支あるましく候へは、某課詰と有之ても可然やに奉存候。右は為念一応申上置候。頓首

三月七日

〔注〕封筒なし。宛名・署名欠。

⑨ 251-5

明治 年 3 月 31 日

謹啓

益御安泰奉敬賀候。大堀一条仰望所長へ相談に及、種々苦配致候とも、当今之処何分にも行はれ難き事情有之、昨日に至り断り来候。尤も其事情も無余義事情にて通照よりも押て相談に及兼、当惑候位之際、大堀来訪、面会いたし委細右之事情申聞かせ、無致方次第に付、当分之間辛抱被致、追て之機会を待ち候様懇談に及置候。

右之次第にて不行届之段、閣下に対し恐縮之至千万多謝、然し其内機会有之次第相運候よふ尽力可仕候。

其後御病所如何被為在候や、漸く御快方とは奉存候へ共、為御療養大切奉禱候。通照にも昨日より又々痔疾再発、困臥罷在候。全く寒氣之故と申す事、昨今当地は寒氣再発、

昨日杯は降雪致し候。

困臥中用事のみやうく一札を呈し奉候。頓首再拜

三月卅一日

牟田口通照

大木伯閣下

御坐候間、一寸供尊覽候。

牟田口通照

〔注〕封筒なし。宛名欠。別紙なし。

9 渡辺驥書翰

① 479-4

明治(7)年7月4日(大少丞)

喰違一件武市熊吉以下断刑伺に罪文無之に付、申渡罪文差出候様之儀奉畏候。右は是迄死罪伺に譬は斬罪(持兇器強盗云々)、右之如き体にて伺御体裁に候処、喰違事件之御伺は只々適律のみを表し有之事故、申渡罪文差出候事に可有御座候。是迄申渡罪文は差出候例無御座候得共、右体裁相変居候事故、別段御趣意も不被為在奉存候条、速に右罪文差出候様可仕候。御受勿々頓首

七月四日

大少丞

卿公閣下

〔注〕封筒なし。

② 251-10

明治 年 月 日

今日省中にて御示し相成候利息制限法案に付、曾て(当一月比)法制局及び元老院幹事等へ差出せし愚見書にて

② 479-6

明治(11)年3月23日

口上
中原等の見込書一昨日差上置候所、別紙之通り安藤より
申越し候に付、御覽濟に相成候は、御返却奉願候。早々
拜啓

三月廿三日

御公閣下

渡辺拜

〔注〕 卷封。

③ 479-15

明治(16)年4月18日

敬呈仕候。明十九日三年町尊邸へ罷出候よふ猶又御念書
下され奉畏候。此段御受ま而早々頓首

四月十八日

其次尊躰侍史

驥

〔注〕 封筒なし。

④ 479-19

明治(23)年7月18日

肅啓仕候。かねて御高庇を蒙り候身上の義に付、相替ら
ず貴意に止められ御懇篤の御配慮被成下候段感謝音なら
ず深く拝謝仕候。頃日風聞する処にては諸大臣各自に推
撰致され候補者内決の定員より頗る多数に及び、孰れ
も情実上其取捨抜擢余ほと面倒にして、不日御発表に可
相成も、之れか為め遷延致し、日一日と相過ぎ、弥情実
相加はり甚困難の趣に伝承仕候。従来如此場合に如此面
倒を生し候は今更の事に無之、毎度の先縦にて此際自他
の幸不幸一瞬間に決し可申、尤可恐時機に候処、小生義は
御亮知被下候通り当時の内閣に知通乏しく、只々閣下の
高庇に寄るにあらざれば、縦令候補の中にあるも忽ち刪
除第一に処せらるへくと甚心痛仕候。毎に尊慮を煩し候
は誠に恐入候得とも、只今閣下の御當款を仰くの外更に
号泣する処なく候間、衷情御懇察、此上とも格別の御配
慮を以て何卒御撰抜に加はり候様只管懇願仕候。此段參
上猶又御依頼可仕筈の処、中暑の気味にて臥床致居候に
付、乍失礼寸書を呈し候。偏に御哀憐被下度万禱仕候。
御流覽の上御割捨被成下度候。頓首百拜

七月十八日

大木公閣下

門下生驥再拜

〔注〕 封筒なし。

⑤ 479-18

明治(23)年8月24日

驥謹言。数年一日の如く細大御高庇により、殊に今般は非常の御配慮を煩し恐入候。爾來の模様偏聞いたし候処、惣理にも撰拳の一段は殊のほか心痛致し、何分其当を失せざる様致度との事にて、他の評説をも参考に供し、未だ決着に至らざる趣、果して現今も右よふの御つかふに候は、一髮千鈞の場合、實に一世の名譽に關し候義に付、猶此上とも出格の御厚情を仰き、玉袖にすかり候外無之、御憐察可被成下候。人の幸不幸は誠に難計ものに而、昨今司法部内の除目を見ても感慨仕候。嘗而同輩たる尾崎、箕作、牟田口はしめ後輩たる三好、松岡に至るも各其処を得、又同役中にも推撰にあつかり候者杯は全く運命の然らしむる所か、將た常に朱門に謁を通ずるの致す処乎。不肖其天造人功の妙用を覚らず、御一笑可被成下候。適々の御清閑を煩し候を憚り参上不仕、寸楮を以て此段冀上候。頓首再拜

八月廿四日

其次尊躰閣下

〔注〕封筒なし。

驥

⑥ 479-17

明治(23)年12月22日

昨日の御礼申上候。今日百六十六人の出席に而、元案可とする者百〇四人の多数に制せられ断行論相敗れ申候。貴意相達し不申、憤感千万に御座候。此段不取敢一寸申上候。以上

十二月廿二日

大木鳳台

驥

〔注〕封筒なし。

⑦ 479-9

明治 年1月14日

尊書拝誦仕候。倍御安泰御軼掌被成御座奉大賀候。然は過日申上候和歌山県雇入有之候独乙医師東校御雇入被成度云々委細承知仕候。右は私にも談判之結局逐一承知不仕候間、一応和歌山県官員御呼出御札之上、正院へ被仰立可然儀と存候。元より無益之御入費に付而は井上大輔も決而異論無之儀と奉存候。大隈参議にも承知之事に御座候間、御同人江御相談被成下度、右御請如是御座候。頓首

正月十四日

大木文部卿殿御請

渡辺大蔵大丞

〔注〕 卷封。

御頭痛いか、御坐被成候や、折角御加養奉万祈候。然は章程駁議出来仕候。二冊奉差上候。篤と御覽可被下成候。以上

三月十四日

渡辺大丞

司法卿閣下

⑧ 479-1

明治 年2月4日

先刻被仰付候新聞記者への達し引戻し方法、西・西潟へ申談し候所、何分折合不相付候間、上下弁論致候得共、遂に論決不仕候に付、判事の見込は今日西潟参上、直ちに申上候事に相成、私義は判事の見込にかゝわらず引戻し方の手順を相立、明日参上可奉高慮を伺候。御病臥中高慮を煩し候段恐縮仕候。前条一寸申上候。拝啓

二月四日

驥拝

卿公閣下

〔注〕 卷封。

⑩ 479-12

明治 年4月21日 (牟田口通照と連名)

拝見。寛判事参上仕候に付、午後四字比より拝謁仕候様蒙命難有奉存候。同刻より参上万々御受可申上候。早々拝啓

四月二十一日

牟田口

渡辺

卿公閣下

尚々、黒川は今日所勞不参に付、此段申上候。以上

⑨ 479-16

明治 年3月14日

〔注〕 封筒なし。

渡辺

牟田口

卿公閣下

〔注〕 卷封。

⑪ 479-3

明治 年7月10日

御下命有之候岩神昂外一人特赦の御上申書各局取調候所、何分見当りかね候に付、猶写と取調可申候得共、差向候御つかふも可有御座と存候。曾て御上申相成候写奉差上候。委細は拝顔可申上候。早々以上

七月十日

司法卿公閣下

渡辺驥

〔注〕 封筒なし。

⑫ 479-8

明治 年7月28日

御忌服御届昨日御検印済、今日〔開工〕奏聞に相成候間、明日は必ず御除服被仰出候御模様之趣に御坐候。御都合も可有御坐に付、此段御含までに申上候。頓首

七月廿八日

渡辺拜上

卿公閣下

〔注〕 封筒なし。

⑬ 479-14

明治 年8月3日

連日清暑に御坐候所、益御安康奉拝賀候。然はいつも珍らしからぬ品に候得共、時下御うか、ひ申上候印までに拝呈仕候。御咲留被成下候得は難有奉存候。早々肅啓

八月三日

大木様侍史

驥拜

〔注〕 封筒なし。

⑭ 479-13

明治 年8月22日

此ほとは参上、深夜まで種々頂戴仕、難有奉存候。然は此国産之鹿布旧里より送り越し候。但し親戚の者手織之品にて只々丈夫向を専一に相制し候物故、尤見苦敷候得共、時下相伺之寸志までに敢て拝呈仕候。御叱存被成下、自然御床卷之御用にも相成候得は大幸に御坐候。先は此

段早々申上候。頓首拝啓

八月廿二日

大木公閣下

渡辺再拝

〔注〕封筒なし。

⑮ 479-10

明治 年10月23日

別紙二通奉差上候。時間無之、早卒に稿を起し候に付、不十分の廉多分可有之、篤と尊覧の上御剛正奉願上候。児島沓件書類を序に差上奉り候。是又御高慮奉冀候。以上

十月廿三日

ノ

大少丞

司法卿閣下

〔注〕卷封。別紙なし。

⑯ 479-5

明治 年11月8日

ヒートン氏考案書一条に付、仰越之旨奉承知候。未たヒ

ルへ見せ不申候に付、何れ御出勤を御待申上候。此段
拝復込御座候。 拜具

十一月八日

卿公

渡一

〔注〕卷封。

⑰ 479-2

明治 年11月13日

別紙差上奉り候。御承知可被成下候。

三谷三九郎沓件書類此者へ御投与被成下候共、又は明日御持参被成下候共、御都合奉願候。以上

十一月十三日

ノ

渡辺驥

司法卿公閣下

〔注〕卷封。別紙なし。

⑱ 479-7

明治 年12月23日

只今大山大警視・安藤中警視出頭、相承候所、御退省後

に付、別番書類一袋差出され、此一件警視庁調済申候間、即尊宅へ差出し呉候よふ被申出候に付奉差上候。御落手可被成下候。尤其内佐藤四郎意見書は全く同人一己の意見書にて警視庁の意見には無之趣に御坐候。又安藤則命一己の意見書と申物有之、右は明日差出し候と申事に御座候。此段早々申上候。以上

十二月廿三日

司法卿公閣下

渡辺驥

卿公閣下

驥拜

〔注〕封筒なし。

〔注〕封筒なし。

(たかき) たかし 聖心女子大学教授・当館客員調査員

①9 479-11

明治 年 月31日

貴恙如何被為在候や奉伺候。

○一昨夕御下命のガゼット新聞論駁之義、直にヒール氏へ相託し候所、同氏には論駁書相認候ても到底無益なるへき趣纏々申聞候得共、兎に角十分の論弁急に取調候よふ申談し承諾に相成候。右出来次第猶奉伺へく候。

右に付、箕作より差上置候前、新聞の訳書暫時御下け可被下成度候。

○上等裁判所の坑山事件は去る廿五日对審のまゝにて来る四日取調候趣に御坐候。